



平成20年3月期 中間決算短信

平成19年11月15日

会社名 **イーバンク銀行株式会社**

URL <http://www.ebank.co.jp>

代表者 代表取締役社長 松尾 泰一

TEL (03)3509-6787

問合せ先責任者 取締役財務経理担当 大塚 年比古

半期報告書提出予定日 平成19年12月27日

特定取引勘定設置の有無 無

1. 19年9月中間期の連結業績（平成19年4月1日～平成19年9月30日）

（百万円未満、小数点第1位未満は切捨て）

(1) 連結経営成績

（%表示は対前年中間同期増減率）

	経常収益		経常利益		中間（当期）純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
19年9月中間期	9,389	(44.5)	5,181	()	5,242	()
18年9月中間期	6,496	(32.7)	738	()	625	()
19年3月期	13,709	()	544	()	403	()

	1株当たり中間 （当期）純利益	潜在株式調整後1株当たり 中間（当期）純利益
	円 銭	円 銭
19年9月中間期	8,020 44	
18年9月中間期	1,051 11	
19年3月期	677 18	

（参考）持分法投資損益 19年9月中間期 97百万円 18年9月中間期 22百万円 19年3月期 79百万円

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり 純資産	連結自己資本比率 （国内基準）（注1）
	百万円	百万円	%	円 銭	%
19年9月中間期	698,551	34,805	4.9	52,077 47	10.03
18年9月中間期	418,653	30,353	7.2	50,468 91	16.36
19年3月期	522,709	30,148	5.7	50,149 53	6.23

（参考）自己資本 19年9月中間期 34,520百万円 18年9月中間期 30,028百万円 19年3月期 29,854百万円

（注1）「連結自己資本比率（国内基準）」は、平成19年3月期より「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）」に基づき算出しております。

なお、平成18年9月中間期は旧基準（平成5年大蔵省告示第55号）により算出しております。

(3) 連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
19年9月中間期	160,130	211,375	12,153	39,221
18年9月中間期	3,234	6,145		120,971
19年3月期	139,715	191,779	24	78,312

2. 配当の状況

(基準日)	1株当たり配当金				
	第1四半期末	中間期末	第3四半期末	期末	年間
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
19年3月期					0 00
20年3月期					0 00
20年3月期(予想)					

3. 20年3月期の連結業績予想（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

当行グループの業績は、運用調達業務における業績の影響を強く受けますが、同業務の業績は国内外の金融商品市場動向等の不確定要素により大きく左右されます。したがって、投資家に誤解を与える可能性を極力排除するため、現時点において通期の連結業績予想は記載していません。

4. その他

- (1) 期中における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動） 無
 (2) 中間連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されるもの）

会計基準等の改正に伴う変更 有
 以外の変更 無

(注) 詳細は、23ページ「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」をご覧ください。

(3) 発行済株式数（普通株式）

期末発行済株式数（自己株式を含む）

19年9月中間期 663,926株 18年9月中間期 596,076株 19年3月期 596,376株

期末自己株式数

19年9月中間期 1,057株 18年9月中間期 1,082株 19年3月期 1,057株

(注) 1株当たり中間（当期）純利益（連結）の算定の基礎となる株式数については、47ページ「1株当たり情報」をご覧ください。

(参考) 個別業績の概要

1. 19年9月中間期の個別業績（平成19年4月1日～平成19年9月30日）

(1) 個別経営成績

(%表示は対前年中間期増減率)

	経常収益		経常利益		中間（当期）純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
19年9月中間期	9,309	(44.6)	5,296	()	5,367	()
18年9月中間期	6,438	(32.9)	673	()	535	()
19年3月期	13,590	()	368	()	236	()

	1株当たり中間 (当期)純利益
	円 銭
19年9月中間期	8,199 55
18年9月中間期	899 19
19年3月期	397 30

(2) 個別財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり 純資産	単体自己資本比率 (国内基準)(注1)
	百万円	百万円	%	円 銭	%
19年9月中間期	698,706	34,512	4.9	51,982 73	9.87
18年9月中間期	418,799	30,072	7.2	50,450 37	16.19
19年3月期	522,948	29,972	5.7	50,258 30	6.15

(参考) 自己資本 19年9月中間期 34,512百万円 18年9月中間期 30,072百万円 19年3月期 29,972百万円

(注1) 「単体自己資本比率（国内基準）」は、平成19年3月期より「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）」に基づき算出しております。

なお、平成18年9月中間期は旧基準（平成5年大蔵省告示第55号）により算出しております。

1. 経営成績

(1) 経営成績に関する分析

経常収益については、証券口座入金サービス、スポーツ振興くじ「toto」のインターネット販売、公営競技への決済サービス、法人のお客様向けのリアルタイム決済サービス、「イーバンクジャストマッチ」サービス、VISAデビット機能付きキャッシュカード（以下「イーバンクマネーカード」といいます。）の発行等により決済収益が伸びたことを背景として、電子決済サービス業務関連収益が増加いたしました。また、投資信託の銘柄増加による販売及び管理手数料収入の増加等により金融サービス販売業務関連収益が増加いたしました。さらには、運用資産ポートフォリオの積み上げを行った一方で、信託財産であるファンドオブファンズ（以下「ファンド等」といいます。）の運用成績の悪化等により運用調達業務関連収益は減少いたしました。結果として、経常収益は93億89百万円（前中間連結会計期間比28億93百万円、44.54%増）となりました。

一方、経常費用については、預金量の増加・調達金利上昇により資金調達費用が増加し、業容の拡大に伴いそれぞれの業務に関連する費用が総じて増加するとともに、営業経費も増加いたしました。加えて、当行の保有する外国債券等の減損・評価損等によりその他業務費用が、株式等の減損等によりその他経常費用がそれぞれ増加いたしました。これらの結果として、経常費用は145億71百万円（前中間連結会計期間比73億37百万円、101.42%増）となりました。その結果、経常損失は51億81百万円（前中間連結会計期間は7億38百万円の経常損失）となりました。

特別利益は、ポートフォリオの組換えによる貸倒引当金戻入益の計上により29百万円（前中間連結会計期間比66.89%減）となりました。特別損失は、新システム導入に伴う固定資産処分損により95百万円（前中間連結会計期間は計上なし）となりました。その結果、税金等調整前中間純損失は52億48百万円（前中間連結会計期間は6億50百万円の税金等調整前中間純損失）、中間純損失は52億42百万円（前中間連結会計期間は6億25百万円の中間純損失）となりました。

(2) 財政状態に関する分析

資産・負債及び純資産の状況

当中間連結会計期間末における負債の状況について、当行グループの主たる調達手段である預金は、顧客口座数の順調な進捗及びキャンペーン金利施策を背景として、普通預金残高が前中間連結会計期間末比744億4百万円、62.89%増加するとともに、定期預金残高が前中間連結会計期間末比1,825億29百万円、69.62%増加し、預金残高は、6,517億56百万円（前中間連結会計期間末比2,708億62百万円、71.11%増）となりました。また、負債の部の合計額は6,637億45百万円（前中間連結会計期間末比2,754億46百万円、70.93%増）となりました。

当中間連結会計期間末における資産の状況については、国債を中心とした投資を積極的に行った結果、5,483億44百万円（前中間連結会計期間末比4,116億71百万円、301.21%増）、買入金銭債権については、338億61百万円（前中間連結会計期間末比10億71百万円、3.26%増）、金銭の信託については、信託財産である不動産証券化商品の償還等により、569億62百万円（前中間連結会計期間末比126億21百万円、18.13%減）となりました。預け金については、流動性準備として必要な金額を留保した上で、効率的な運用を行うこととしたため、412億18百万円（前中間連結会計期間末比797億50百万円、65.92%減）となりました。以上の結果、当中間連結会計期間末における資産の部合計は、6,985億51百万円（前中間連結会計期間末比2,798億97百万円、66.85%増）となりました。

なお、現金・預け金残高と国債残高を合計した金額につきましては、当中間連結会計期間末で4,748億40百万円となっており、総預金残高に対する比率で72.85%、普通預金残高に対する比率で246.41%と、十分な水準の流動性を確保しております。

また、当中間連結会計期間末における純資産の状況については、平成19年4月26日払込期日の第三者割当増資により資本金は384億14百万円（前中間連結会計期間末比61億3百万円、18.88%増）となりました。資本剰余金については、前述の第三者割当増資により増加した資本準備金60億75百万円を平成19年6月26日に開催された当行株主総会の承認を経て全額減少し、これにより増加したその他資本剰余金の一部（6億37百万円）を利益剰余金に振替え、未処理損失の一部填補を行ったため、当中間連結会計期間末の資本剰余金は54億37百万円となりました。利益剰余金につきましては、当中間期純損失を計上したことに伴い、52億46百万円となりました。以上の結果、純資産の部合計につきましては、348億5百万円となりました。

また、当中間連結会計期間末における連結自己資本比率（国内基準）は、10.03%となり、国内基準行が求められる水準である4%を上回っております。

キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金が大きく増加したことにより、1,601億30百万円の収入（前中間連結会計期間は32億34百万円の支出）となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、国債を中心とする有価証券の取得を行ったこと等により、2,113億75百万円の支出（前中間連結会計期間は61億45百万円の支出）となりました。財務活動によるキャッシュ・フローについては、平成19年4月26日払込期日の第三者割当増資等により121億53百万円（前中間連結会計期間は計上なし）となりました。以上の結果、当中間連結会計期間における連結ベースの現金及び現金同等物は390億91百万円の減少（前中間連結会計期間比は93億79百万円の減少）となり、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は392億21百万円（前中間連結会計期間比67.57%減）となりました。

(3) 利益分配に関する基本方針及び当期・次期の配当

当行は、株主に対する利益還元と同時に事業の競争力確保・強化を基本方針としております。

当中間会計期間の剰余金の配当につきましては、繰越利益剰余金の欠損があるため、配当を行っておりません。なお、当行の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会である旨を定款に定めております。

今後も上記基本方針に基づき、当行グループの業績等を勘案し、将来の経営体質の強化と事業効率化及び事業拡大のためのシステム投資等に必要なる内部留保と、株主への利益還元とのバランスに留意し総合的に決定していく所存であります。

(4) 事業等のリスク

以下に、当行グループの事業その他に関するリスク要因となる可能性があると思われる主な事項を記載しておりますが、全てのリスク要因を網羅しているとは限りません。本項においては将来に関する情報が含まれておりますが、当該事項は、当中間連結会計期間末現在において判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際に将来発生する結果と異なる可能性があります。

(1) 経営成績及び財政状態の推移について

当行及び当行グループの経営成績の推移は、以下の通りであり、当行が設立された平成14年3月期から平成17年3月期まで経常損失を計上してまいりました。これらは、創業時の設備投資に係る償却負担、顧客口座数がクリティカル・マスに達しないこと、運用業務開始の遅れ、当行の認知度アップを目的としたプロモーション・コスト負担、システムの保守・運用費負担、及びカスタマー・センターの運営費負担といった要因によるものです。一方、平成18年3月期には、電子決済サービス、金融サービス販売及び運用調達の各業務の推進により収益の拡大を図ることによって、経常利益を計上いたしました。平成19年3月期は、電子決済サービス業務及び金融サービス販売業務の収益が大幅に増加いたしました。一方で、ファンド等の運用成績の悪化等により、運用調達業務収益は減少しその他経常費用が増加した結果、平成19年3月期は経常損失を計上しております。当中間連結会計期間においては、電子決済サービス業務及び金融サービス販売業務の収益が大幅に増加いたしました。運用調達業務については、当行の保有する外国債券等の減損・評価損等によりその他業務費用が、株式の減損等によりその他経常費用が増加いたしました。これらの結果、当中間連結会計期間は経常損失を計上しております。

また、平成19年6月に開催された定時株主総会の承認を経て、平成19年8月において資本準備金を全額減少しこれにより増加したその他資本剰余金の一部を利益剰余金に振替え、繰越損失の填補を行っております。今後も、収益力の向上等に注力し、経常利益及び当期純利益の計上並びに繰越損失の解消に努める所存ではありますが、本項に述べるものをはじめとする様々な不確実性により、経常利益又は当期純利益が早期に計上されない可能性又は繰越損失が早期に解消しない可能性があります。

(単位：百万円)

回次 決算年月	第7期中 平成17年9月	第8期中 平成18年9月	第9期中 平成19年9月	第7期 平成18年3月	第8期 平成19年3月
経常収益	4,843	6,438	9,309	10,551	13,590
経常費用	4,370	7,111	14,605	9,597	13,958
経常利益(は経常損失)	473	673	5,296	954	368
当期純利益(は当期純損失)	442	535	5,367	786	236
繰越利益剰余金	11,977	936	5,367	11,632	637
純資産額	24,905	30,072	34,512	30,318	29,972
総資産額	337,447	418,799	698,706	367,650	522,948
自己資本比率(国内基準)	17.82%	16.19%	9.87%	19.94%	6.15%

(単位：百万円)

	平成17年度 中間連結会計期間	平成18年度 中間連結会計期間	平成19年度 中間連結会計期間	平成17年度	平成18年度
	自平成17年4月1日 至平成17年9月30日	自平成18年4月1日 至平成18年9月30日	自平成19年4月1日 至平成19年9月30日	自平成17年4月1日 至平成18年3月31日	自平成18年4月1日 至平成19年3月31日
連結経常収益	4,896	6,496	9,389	10,632	13,709
連結経常費用	4,421	7,234	14,571	9,732	14,253
連結経常利益(は連結経常損失)	475	738	5,181	900	544
連結当期純利益(は連結当期純損失)	436	625	5,242	1,034	403
連結利益剰余金	12,070	864	5,246	11,472	642
連結純資産額	24,750	30,353	34,805	30,362	30,148
連結総資産額	337,225	418,653	698,551	367,395	522,709
連結自己資本比率(国内基準)	17.80%	16.36%	10.03%	20.20%	6.23%

(注) 自己資本比率及び連結自己資本比率は、第8期末及び平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。なお、平成18年9月中間期末以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

(2) 当行グループの事業に関するリスク

(A) 電子決済サービス業務に関するリスク

事業戦略に関するリスク

当行グループは、電子決済サービス業務においては、顧客口座数のクリティカル・マスの早期達成を目指すことを最も重要な戦略と考えています。現時点における我が国の電子決済サービスの市場の状況、競合状況その他の事実を前提とすると、当行は、現時点においては顧客口座数300万口座をクリティカル・マスの目標と考えております。しかしながら、当行グループの顧客口座数が300万口座を上回ったとしても、当行グループが期待するクリティカル・マスの効果が現実に発現するとの保証はありません。また、以下の各要因その他本項目に記載したものをはじめとする様々な要因が生じた場合は、これらの当行戦略が全く又は十分に奏効せず、当行グループの事業及び業績に悪影響を与える可能性があります。

- ・クリティカル・マス達成のためのマーケティング費用等が、著しく増加すること
- ・クリティカル・マス達成の過程での預金量の増加、調達金利の上昇により資金調達費用が著しく増加すること
- ・顧客口座数の増加スピードが鈍化し、クリティカル・マスの達成が遅延又は不能となること
- ・顧客口座数の増加が、電子決済件数、金融サービス販売高、預金残高等の増加に繋がらないこと
- ・電子決済件数増加のための新サービスや新商品等の各種施策が不調に終わること
- ・クリティカル・マス達成後も、電子決済サービス提供に要する費用の低減化・効率化ができないこと
- ・市場環境の変化により、顧客口座数が増加せず又は電子決済サービス手数料収入が伸び悩むこと

また、当行グループは、今後デビットカードの発行等により、ウェブ決済のみならずリアル決済において

も、電子決済サービスの業務展開を積極化する方針から、平成18年2月にVISAの「プリンシパル・メンバー」の資格を取得し、平成19年7月より「イーバンクマネーカード」の発行を行っております。しかし、デビットカード等のリアル決済における電子決済サービスへのニーズが当行グループの予測を下回る場合、VISAとの関係が良好に継続できない場合、競合他社による同種の機能を有するカードに比して当行カードの優位性が認められない場合等、当行グループの戦略が全く又は十分には奏効しないときは、当行グループの事業及び業績に悪影響を与える可能性があります。

競争に関するリスク

当行グループの電子決済サービスの分野における現在の主要な競合者は、株式会社ジャパンネット銀行及びソニー銀行株式会社です。平成19年6月末日現在、当行、株式会社ジャパンネット銀行及びソニー銀行株式会社の口座数はそれぞれ約222万口座、約164万口座及び約53万口座であり(注)、両行との競合は今後も激しいものと予測されます。また、同分野においては、住信SBIネット銀行株式会社の新規参入に見られるように、従来の金融機関のみならず他業種企業も参入することが見込まれ、新たな技術の登場等も考えられることから、今後さらなる競争の激化が予想されます。こうした事業環境において、競合他社が、電子決済サービスのシステムの有効性又はセキュリティ、顧客基盤又はブランド等の集客力、低コストによる価格競争力等の面において当行グループよりも競争力を有する場合、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

(注)出所

平成19年7月25日付株式会社ジャパンネット銀行「平成20年3月期第1四半期 財務情報」

平成19年10月2日付ソニー銀行株式会社ホームページディスクロージャー「口座預金残高の推移」

内国為替制度について特定の第三者に依存するリスク

当行は、平成18年1月4日に全国銀行データ通信システムに直接接続しましたが、接続後も当行は日本銀行に当座預金口座を有しないため、内国為替制度に基づく加盟銀行間での日本銀行当座預金口座上の決済が行えません。また当行は、早期の日本銀行当座預金口座の開設を目指しておりますが、日本銀行との間で当座預金取引が開始される保証はありません。このため、当行が日本銀行に当座預金口座を開設するまでは、株式会社西日本シティ銀行に銀行間決済の代行業務を委託します。したがって、当行の日本銀行当座預金口座の開設が認められ、かつ日本銀行当座預金口座上の決済が行えるようになるまでの間、株式会社西日本シティ銀行のシステムや業務に何らかの障害が発生した場合又は何らかの理由により同行への銀行間決済の代行業務の委託ができなくなる場合には、当行グループの事業に重大な悪影響を与える可能性があります。

ATMについて特定の第三者に依存するリスク

当行はインターネット専業銀行であるために、当行の支店舗網や独自のATMを有しておりません。当行は、株式会社セブン銀行及び株式会社ゆうちょ銀行と、それぞれATMの利用に係る契約を締結し、当行の顧客はこれらのATMを利用して当行口座の入出金が行えます。したがって、これらの金融機関等との関係が悪化した場合又はこれらの業務もしくはシステムに支障が生じた場合には、当行グループの事業に重大な悪影響を与える可能性があります。

資金流動性に関するリスク

当行の預金については、普通預金の引出し、定期預金の解約及び他の金融機関への送金又は振込がインターネット上で時間と場所を選ばずに迅速かつ容易に行えます。このため、当行グループのレピュテーションに悪影響を及ぼす風評が流布される等、不測の事態が発生した場合には、預金の流出が通常の銀行と比較して速いペースで進展する可能性があります。

また、当行グループでは現在、コンティンジェンシープランを策定の上、統計的手法を用いて資金流動性準備率を設定し、同比率を毎日モニタリングする等、資金流動性には十分配慮した業務運営を行っておりますが、予想を超えた著しい資金流出が起こった場合には、当行グループの業務が継続できなくなる可能性があります。

業務の外部委託に関するリスク

当行グループは現在、事務センターにおける口座開設関連業務を凸版印刷株式会社及びcomパートナーズ株式会社に、また、コールセンターにおける顧客問合せ対応業務を株式会社もしもホットライン及びトランスコスモス株式会社に、それぞれ委託しております。当行グループでは不慮の事態に備え、委託先を複数選定して業務の外部委託を行っておりますが、これらの業務委託先が委託業務を適切に執行しなかった場合、何らかの理由により当行グループに対するサービスを停止し、当行グループが速やかに代替策を講じることが出来ない場合等には、当行グループの業務の停止や信頼性の喪失を招き、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当行グループが推進している「ランチ・プログラム」においては、当行ホームページ内に専用サイトを開設する法人顧客との間に、当行サービスに関する広報宣伝活動等を委託する業務提携契約を締結しておりますが、当該法人顧客が当該契約の範囲を逸脱し、銀行法等により禁止されている当行のサービスに関する勧誘行為や口座開設に関わる事務等に従事する可能性を完全に払拭することはできません。当行は、上記業務を委託する法人顧客の教育及び監視を行っておりますが、当該法人顧客が違法行為又は脱法行為を行った場合には、委託者である当行の責任問題に発展するおそれがあり、結果として当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

知的財産権の侵害に関するリスク

インターネットに関連した事業分野では、様々な知的財産権が複雑に絡み合っております。これらの知的財産権は、当行グループ及び当行サービスを利用する顧客がそれぞれの責任範囲において、権利侵害等の防止に十分留意する必要があります。当中間連結会計期間末現在、当行グループは知的財産権の侵害をめぐる重要な訴訟・紛争の当事者とはなっておりませんが、当行グループ及び当行サービスを利用する顧客によって、知的財産権の侵害・被侵害行為がなされた場合には、当該行為に関連する問題の解決等に伴い、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

(B) 金融サービス販売業務に関するリスク

業務範囲の拡大に関するリスク

当行グループは、平成17年11月より当行グループ初の投資信託「イーバンク・ヘッジファンドe501」の販

売を開始して以来、販売する投資信託のラインアップの拡充を進めております。また、平成18年3月より満期特約定期預金、同年6月より金利ステップアップ型定期預金、同年9月より為替特約定期預金の取扱いを開始しております。今後においても、東京金融取引所の取引所為替証拠金取引（くりっく365）への進出等、業務範囲の拡大を目指しています。しかしながら、当行グループは、既に開始した又は開始を予定している新規業務については、経験が少ないか又は経験がないため、当該業務又は当該業務に係るリスクに対する対応が不十分である等の理由により、当行グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

競争に関するリスク

近年、インターネットを通じた投資信託等金融商品の販売業務については、従来の金融機関のみならず他業種企業グループも参入しており、激しい競合状態にあります。こうした事業環境において、顧客の要望する手数料やサービスの提供、サービスの質、システムに対する信頼性等について、当行グループが競合企業に対する競争優位性を確保できなかった場合には、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

(C) 運用調達業務に関するリスク

資産運用の基本方針に関するリスク

当行グループにおいては、有価証券及び金銭の信託が当行グループの運用資産の太宗を占め、又は運用収益に重要な影響を与えております。かかる運用資産は、流動性を補完することを主目的とする安全資産と、収益の獲得を主目的とするリスク資産に分類されます。まず、安全資産運用においては、流動性の確保、及びデューレーションの機動的な調節を主眼とし、運用収益の獲得は副次的な効果と位置付けております。一方、リスク資産においては、当行グループの運用調達業務における費用を賄うための運用利回りの獲得を主眼としております。これらの活動による収益は、金利、外国為替、債券及び株式等の市場変動等により大きく影響を受けることがあり、評価額が大きく変動し当行グループの業績に影響を与える可能性があります。当行では、ALMの観点からリスク資産についても、銀行業務としての公共性に鑑み、裏付資産が偏在しないような基準を設け、実行ごとにチェックを実施しております。具体的には不動産、金銭債権等の裏付け資産の種類ごとの分散や、また同じ不動産証券化商品であっても用途、地域、アレンジャーごとの分散を図り、特定のリスクが偏在しないよう管理しておりますが、これらの投資により損失を計上しない保証はありません。

当行グループがかかるときの基本方針に基づき運用調達業務を行えない場合、十分な流動性を確保できない可能性、又は運用調達業務において期待される収益を計上できない可能性があります。また当行グループがかかるときの基本方針に基づき運用調達業務を行う場合でも、資産の流動性及び運用資産の収益性が確保されるとの保証はありません。

投資に係る意思決定体制・手続きに関するリスク

当行における運用資産の投資及びその回収は、投資委員会における検討・分析の結果が社長に答申された後、当行の職務分掌に従い社長の決裁、平成19年5月に業務運営方針に基づく業務執行機関として設置した経営会議又は取締役会の決議により、意思決定がなされます。また、リスク管理委員会はリスク管理に関する事項を審議し、その結果は社長に答申され、社長、経営会議及び取締役会がかかるリスク管理委員会の意見も斟酌して投資に係る意思決定を行います。

かかる意思決定体制・手続きの整備に関わらず、当行の経営陣の意思決定に十分な牽制又は抑制が働かない場合、当行グループの投資について適切な意思決定がなされないおそれがあります。また、個別の投資案件についてこれらの意思決定体制・手続きを適用する結果、当行が適時のタイミングで投資の意思決定及びその実行を行うことができないおそれがあります。

なお、平成19年10月の定時取締役会において、投資業務における社長と投資部門との間の牽制機能を強化することを目的として、投資運用にかかる社長権限を投資運用部門の責任者であるキャピタル・マーケット本部長及び経営会議へ委譲しております。

証券化・流動化商品及びヘッジファンド関連投資に伴うリスク

当行グループは、運用調達業務において、各種不動産物件、消費者ローン等の貸付債権、企業の売掛債権等を裏付資産とする証券化・流動化商品に、預金残高の一定割合を投資し、運用調達業務からの収益の相当部分を、証券化・流動化商品への投資収益から上げています。投資の実行に際しては、十分な審査を実施するとともに、取得した商品の裏付資産についても、定期的なモニタリングを実施しております。しかし、景気動向、金利動向、不動産市況等の各種経済条件の変動や法規制の変更、地震等の自然災害の発生等により、当該裏付資産のキャッシュ・フローが悪化した場合や当該裏付資産の資産価値が毀損した場合には、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。さらに、証券化・流動化商品を当行グループが希望する時期又は価格で売却又は処分できない場合、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

また当行グループは、運用調達業務においてヘッジファンドについても一定程度の投資を行っています。ヘッジファンドは一般に、通常の株式・債券の買い持ち戦略の他にデリバティブを使った複雑なトレーディング戦略等を採用し、またハイリスクの投資機会を対象とすることがあり、価格変動リスクが高くなる傾向にあります。また、ヘッジファンドは国債、上場株式又は債券等に比して、流動性が限られるため、適切な時期又は条件で売却又は処分することが困難なこともあります。当行グループは、投資の実行に際して十分な審査を行い、当行グループに適切なリターンとリスクを有するヘッジファンドを厳選するとともに、定期的なモニタリングを実施しておりますが、ヘッジファンドの投資戦略が成功しない等の理由により、ヘッジファンドへの投資持分の市場価格又は経済的価値が下落した場合、あるいは当行グループが希望する時期又は価格で売却又は処分できない場合、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

不動産の証券化・流動化商品の投資残高

(単位：百万円)

	平成18年度中間 連結会計期間末残高	平成19年度中間 連結会計期間末残高	平成18年度期末残高(連結)
不動産証券化・流動化関連	64,758	58,807	71,061
金銭の信託	27,955		24,665
社債	26,668	37,384	33,113
買入金銭債権	10,035	20,953	12,786
その他の有価証券	99	469	496

(注) 政策目的による投資に係る残高は含みません。

金銭の信託の内訳

(単位:百万円)

	平成18年度中間連結会計期間		平成19年度中間連結会計期間		平成18年度	
	中間期末残高 (連結)	中間連結損益計 算書のその他経 常収益(費用 ())計上額	中間期末残高 (連結)	中間連結損益計 算書のその他経 常収益(費用 ())計上額	期末残高 (連結)	連結損益計 算書のその他経 常収益(費用 ())計上額
金銭の信託	69,583	1,363	56,962	2,300	83,496	539
不動産証券化・流動化関連	27,955	579		300	24,665	1,152
ファンド等(注1)	35,871	1,939	53,365	1,994	53,102	1,697
その他(注2)	5,756	3	3,596	4	5,729	5

(注) 1. 当行は為替のリスクをヘッジしており、「その他経常収益(費用)」には、為替予約コスト及び為替変動にかかる損益が含まれております。なお、平成19年度中間連結会計期間においては、その費用の一部(20億82百万円)を「その他業務費用」に計上しております。
2. その他には、株式、キャッシュリザーブ、為替予約評価損益等が入っております。

買入金銭債権の内訳

(単位:百万円)

	平成18年度中間連結会計期間		平成19年度中間連結会計期間		平成18年度	
	中間期末残高 (連結)	中間連結損益計 算書のその他の 受入利息(費用 ())計上額	中間期末残高 (連結)	中間連結損益計 算書のその他の 受入利息(費用 ())計上額	期末残高 (連結)	連結損益計 算書のその他の 受入利息(費用 ())計上額
買入金銭債権	32,790	369	33,861	452	28,294	819
貸付金銭債権	22,308	302	12,907	203	15,062	570
不動産証券化・流動化関連	10,035	63	20,953	247	12,786	239
その他	445	4		0	445	8

運用資産が予定どおり積み上がらないリスク

当行グループは、運用調達業務を主要な業務の一つと位置付け、将来の収益計画を設定したうえで、投資業務を遂行しております。しかし、収益計画の達成の成否は、景気動向、証券市場全体の動向、金利動向、対象資産の価値変動、当行の投資案件組成状況、自己資本比率規制からの制約等の複数の要因に大きく左右されます。したがって、収益計画の作成の際に想定した様々な前提条件の動向により、当行の運用業務の収益性が大きく変動し、当行グループの業績が悪影響を受ける可能性があります。当行グループは、高い流動性の維持に留意していることから、流動性の低い商品に対する投資の額に制限があり、また当行グループは当連結中間会計期間末現在、貸付業務を行うことができず、投資対象にも制限があるため、魅力的な商品に対して適時に適切な金額を投資できない可能性があります。また、現在の当行グループの主要な投資対象である証券化・流動化商品については、同商品への投資案件組成における競合の激化又はそれに伴う期待収益率の低下等により、将来魅力的な案件を発見し投資することが困難となるおそれがあります。

さらに、不動産を裏付資産とする証券化・流動化商品については、特定の第三者との協働による投資案件への集中を回避する方針を採用したことに伴い、運用資産の中から証券化・流動化商品への投資が収益計画どおりに進捗せず、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

時価のある有価証券に関するリスク

当中間連結会計期間末に当行及び当行の連結子会社が保有する有価証券のうち、時価のあるものについては以下の通りです。連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は債券及び株式市場の動向により変動し、投資先の業績不振、債券及び株式市場における市況の悪化等により評価損が発生する可能性があります。

その他有価証券で時価のあるもの(連結ベース)

(単位:百万円)

	平成18年度中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)			平成19年度中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)			平成18年度末(平成19年3月31日)		
	取得原価	中間連結 貸借対照表 計上額	評価差額	取得原価	中間連結 貸借対照表 計上額	評価差額	取得原価	連結貸借対 照表計上額	評価差額
株式	795	546	249	284	229	55	562	436	126
債券	88,518	87,582	935	471,773	470,569	1,204	254,436	253,112	1,323
国債	60,985	60,421	564	434,426	433,619	806	221,740	220,760	980
社債	27,532	27,161	371	37,346	36,949	397	32,696	32,352	343
その他	15,184	15,169	15	69,464	66,381	3,083	23,042	22,896	145
合計	104,499	103,298	1,200	541,522	537,180	4,342	278,041	276,445	1,595

投資リスク管理方針が有効に機能しないリスク

当行グループは、現在投資リスク管理に関する方針及び手続に基づき資産の投資・運用を行っておりますが、変化し続ける投資リスクに適切に対応するため、かかる投資リスク管理の方針及び手続を今後も不断に見直し改善していく予定です。しかし、当行グループは急速に運用資産残高が増加する中、証券化・流動化商品、ファンド等、相対的にリスクの高い運用資産も保有しているため、かかる方針及び手続が、投資リスクの認識及び管理に際して十分に機能しない可能性があります。当行グループの投資リスク管理手法には、過去の市場動向の観測に基づくものがあるため、将来のリスク量を正確に把握できない可能性があります。また投資上の各種リスク及び法規制に対応するためには、多くの取引及び事象の検証に基づいて、投資

リスク管理の方針及び手続を適時適切に制定、改廃する必要があり、そうした調整が行われるまでの過程においては既存の投資リスク管理の方針及び手続は、断続的にその効果が不十分となる可能性があり、また運用資産の流動性又は取引価格等により、かかる投資リスク管理の方針及び手続の制定又は改廃に従った処理を現実に実行することができない可能性もあります。その場合、運用資産価値が毀損し、当行の自己査定・償却引当基準を超えて損失が発生するなど、当行グループの業績に悪影響を与えることが見込まれます。

業務範囲の拡大に関するリスク

当行グループは、定期預金の取扱いに加え、平成18年3月より満期特約定期預金、同年6月より金利ステップアップ型定期預金、同年9月より為替特約定期預金の取扱いを開始しております。また、平成18年12月より外貨普通預金、平成19年10月より外貨定期預金の取扱いを開始しており、今後においても、取扱い商品の拡充を目指しています。しかしながら、当行グループは、既に開始した又は開始を予定している新規業務については、経験が少ないか又は経験がないため、当該業務又は当該業務に係るリスクに対する対応が不十分である等の理由により、当行グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(D) 事業全般に関するリスク

業歴が浅いこと

当行グループの中核企業であるイーバンク銀行株式会社は、その前身である日本電子決済企画株式会社が平成12年1月14日に設立され、平成13年7月9日に銀行業免許を取得し、同年7月23日に銀行として開業した、業歴の浅い会社であります。また、そもそも、インターネット専業銀行自体が、新しいビジネスモデルであり、歴史的に確立された安定性の高い業務形態ではありません。そのため、当行グループが収益性を上げることができる保証はありません。さらに、今後の事業展開による収益構造の変更、急成長しつつあるインターネット業界における企業が直面するトラブル、予定外のコスト負担増等により当行グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

PC又は携帯端末によるインターネット経由の電子商取引市場に関するリスク

当行グループは、PC又は携帯端末によるインターネット経由の様々な電子金融取引サービスを当行の口座保有者に提供することを主たる事業としてしています。このため、PC又は携帯端末によるインターネット経由の電子商取引が広く普及し、またこれらの利用者にとって安全かつ利便性の高い電子商取引の利用環境が維持されることが、当行グループの事業展開にとっての基本的な条件となります。しかし、PC又は携帯端末並びにインターネットの普及はピークに達している可能性があります。さらに、PC又は携帯端末によるインターネット経由の電子商取引の歴史は浅く、その普及に関する将来性が不透明であるほか、それを利用した犯罪行為等の弊害の発生も予想されます。PC又は携帯端末によるインターネット経由の電子商取引に関する市場が拡大しない場合には、当行グループは収益機会を喪失し、当行グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

セキュリティ及び顧客情報の不正利用に関するリスク

当行はインターネット専業銀行として営業を行っておりますが、インターネット業界は、技術進歩の速度が極めて速く、またネット上における各種犯罪に対する規制・対策についても、その整備に未だ課題が多く、違法な行為の取締りが十分になされていないといった問題があります。

当行グループでは、当行顧客口座への不正アクセス等の違法行為に備え、システムのセキュリティ強化については不断の努力を行っておりますが、当行の想定を超えた技術・方法等により、当行グループのシステムに不正アクセスが行われ、顧客口座での不正取引や機密情報の漏洩等が発生した場合には、当行グループの業務が中断する可能性があります。また、第三者が当行グループのネットワーク・セキュリティを侵し不正に取引口座情報を利用した場合等には、当行グループに責任が発生する可能性があります。セキュリティ上の問題の発生又は顧客情報の不正利用は、当行グループへの信頼を低下させ、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、他の金融機関においてインターネット・バンキング業務におけるセキュリティに関連して問題が生じることで、インターネットをプラットフォームとする電子金融取引全般について社会的評価が低下する場合にも、当行グループの業績について影響が及ぶ可能性があります。

システムに関するリスク

当行グループのシステムは、電子金融取引等を司るフロントシステム、各種取引データを取り込んで財務諸表を作成する勘定系システム、ウェブ上における口座開設や口座情報の照会、コールセンターの問合せ履歴等を管理するシステム等から構成されております。また、災害等により当行グループのシステムに障害が発生した場合に備え、本社システムにおいてネットワーク・ハード機器を二重に装備するとともに、顧客データの隔地保管等を行うため、本社システムに比べバックアップセンターを2拠点に設置し、これら3拠点において同時に同一内容のデータを保管することで、緊急時におけるシステム障害のリスクを軽減しております。

当行グループ事業の根幹である電子金融取引等は、全てこれらのシステムを経由して行われているため、上記の施策に関わらずこれらのシステムに障害が発生した場合には、当行グループの事業全体に重大な悪影響が及ぶおそれがあり、またこれらのシステム障害に対する対応の遅れは、当行グループへの信頼を低下させるおそれがあります。

くわえて、以下の各事項を始めとする様々な要因によっても、当行グループのシステムに障害が生じ、当行グループの業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

- ・ハードウェア又はソフトウェアの欠陥
- ・アクセス数・顧客口座数・取引件数等の急激な増大
- ・自然災害
- ・停電
- ・人的ミス、怠業又は破壊行為
- ・コンピュータウイルス
- ・スパイウェア等によるサイバーアタック

また、当行グループの電子金融取引等のためのシステムの維持又は発展のために、システム投資を継続的に実施する必要があります。これらのシステム投資が十分な水準でなされない場合には、当行サービスの陳腐化による顧客の流出等を通じて、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

法規制について

当行が営む銀行業を行うためには銀行法第4条第1項に基づく免許が必要であり、また、当行が営む一定の有価証券関連業及び外国為替証拠金取引の取扱いを行うためには銀行法第11条並びに金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受ける必要があります。

当行は銀行業の免許を取得して銀行業を行うとともに、有価証券関連業を行う金融機関としての登録を受けて、一定の有価証券関連業（有価証券の元引受業務を含みます。）を行っております。また、当行は東京金融取引所の取引所為替証拠金取引（くりっく365）の取扱業者となるべく準備を進めており、平成19年6月に金融先物取引法第56条に基づく金融先物取引業者の登録を受けました（なお、金融商品取引法の施行により、金融機関が行う外国為替証拠金取引の取扱いは、有価証券関連業と同様に金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受けて行うものとなり、当行は同条に基づき有価証券関連業及び上記外国為替証拠金取引の取扱いを行うこととなります。）

なお、当行グループは、銀行業免許の付帯条件として、監督官庁の事前承認を受けることなく、預金担保の個人向け当座貸越業務を除く一般貸出業務等を行うことを認められておりません。銀行業及び登録金融機関証券業務に係る免許等については、有効期間その他の期限は法令等で定められておりません。銀行業及び登録金融機関証券業務については、銀行法第26条乃至同第28条並びに金融商品取引法第52条の2及び第54条にて、業務の停止等及び免許等の取消となる要件が定められており、これらに該当した場合、業務の停止等及び免許等の取消が命じられるおそれがあります。

当行の主要な事業活動の継続には、前述のとおり銀行業免許、金融商品取引法第33条の2に基づく登録が必要ですが、現時点において、当行はこれらの取消事由に該当する事実はないと認識しております。しかしながら、将来、何らかの事由により免許等の取消等があった場合には、当行の主要な事業活動に支障をきたすとともに業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当行は、銀行法を始めとした広範な法令上の制限及び監督官庁による監督を受けており、業務全般に関して、金融庁等による定期的な検査を受けております。監督官庁の政策、規制又は監督指針（銀行経理に関する指針等も含みます。）について、当行グループにとって不利益な変更がされた場合には、当行グループの事業又は業績に悪影響を及ぼす可能性もあります。

また、当行グループは、銀行業免許の付帯条件として、監督官庁の事前承認を受けることなく、預金担保の個人向け当座貸越業務を除く一般貸出業務等を行うことを認められていないため、当行グループが企図する収益を生み出すための当該業務に関連する新規業務、新規投資案件、商品・サービス等を展開する機会を失う可能性があります。

さらに、当行グループは、銀行法及び関連法令上一定の自己資本比率を維持する必要があります（詳細については下記「自己資本比率が悪化するリスク及び自己資本比率規制が変更される可能性について」をご参照ください。）

くわえて、当行グループの行っているインターネットにより媒介される電子金融取引に関して、インターネット関連事業を規制する法律は整備途上の段階にあると認識しております。しかし、今後インターネットや電子商取引の利用者又は関連する事業者を規制対象とする法律が整備もしくは強化され、又は何らかの自主規制が求められる可能性があります。さらに、当行グループが信託業等、今後事業を拡大する場合、当該事業に適用のある法規制を遵守する必要があり、当行グループの事業に制約がくわえられ、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

自己資本比率が悪化するリスク及び自己資本比率規制が変更される可能性について

当行グループは、銀行法第14条の2に従い自己資本比率を維持する必要があります。金融庁は平成18年3月同条について、パーゼル銀行監督委員会において見直しがなされた自己資本比率規制に関するガイドラインに基づき従来のガイドライン（平成5年大蔵省告示第55号）を改正し「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）を制定し、同告示は平成19年3月期より適用されております。同告示に基づく当中間連結会計期間末における当行グループの連結自己資本比率は10.03%（単体自己資本比率9.87%）となっており、国内業務を営む銀行に要求される4%の自己資本比率を超える水準を確保しております。しかし、当行グループの業績悪化、投資有価証券等保有資産の価値下落、自己資本比率規制に関するガイドラインの変更等により、現在の自己資本比率が低下する可能性があります。

くわえて、当行グループの自己資本比率が基準数値を下回る場合には、金融庁からの是正措置の発動により、当行グループの業務の一部もしくは全部の停止が命じられる、又は銀行業免許が取り消される可能性もあります。

個人情報の保護について

当行グループは、多数の顧客の個人情報や経営情報等の内部情報を保有しております。個人情報については、平成17年4月から「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）が全面施行され、当行グループも個人情報取扱事業者として個人情報保護に係る義務が課せられます。当行グループにおいては個人情報の管理につき、個人情報保護安全管理規則や事務手続等を策定しており、役員又は外部委託先等に対する教育・研修等により情報管理の重要性の周知徹底、システム上のセキュリティ対策等を行っております。しかしながら、上記対策にもかかわらず、個人情報の外部漏洩等が、ウィニー等のファイル交換ソフトウェアを媒介とするコンピュータウイルス等により当行、その役員又は業務委託先から発生した場合には、当行グループのレピュテーションの低下、顧客や資金の流出、監督官庁からの行政処分、顧客からの損害賠償請求等により、当行グループの社会的信用及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

預金者保護法について

当行グループは、預金を取扱う金融機関であり、多数の法人又は個人の顧客から預金を受入れています。一方、「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預金者の保護に関する法律」（平成17年法律第94号、預金者保護法）が平成18年2月10日に施行され、預金を取扱う全ての金融機関に対し、一定の要件のもとで、偽造・盗難キャッシュカード犯罪の被害補償が義務づけられました。当行グループは、システム上の様々なセキュリティ対策の実施にくわえ、預金口座不正使用保険又はキャッシュカード盗難保険等に加入し、対策を講じておりますが、こうした対策にもかかわらず、偽造又は盗難キャッシュカード犯罪の被害が大量に発生した場合には、当行グループのレピュテーションの低下、顧客や資金の流出、監督官庁からの行政処分、保険補償額を超える顧客からの被害補償請求等により、当行グループの社会的信用及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

金融商品取引法について

当行グループは、平成19年9月に施行された金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受けて有価証券関連業務等を行っており、金融庁監督の下、金融商品取引等の規制を受けております。金融商品取引法は、従来の証券取引法が全面的に改正されたもので、主に利用者の保護ルールと利用者利便の向上、市場機能の確保について強化がなされております。金融先物取引法等が金融商品取引法に統合されたほか、同時に銀行法等諸法令も一部改正されました。当行グループでは、関連する諸法令に服して事業を行っておりますが、今後、当行グループが金融商品取引法に抵触する事態が発生した場合には、登録の取り消し、業務の全部または一部の停止等の行政処分等を受ける可能性があり、その場合、当行グループのレピュテーション、経営成績及び財政状態等に影響を与える可能性があります。

業務範囲の拡大に関するリスク

当行グループは、法令等の許す範囲内で、その人的・物的資源を活用して、現在行っている業務以外の分野にも業務範囲を拡大していく予定です。拡大された業務範囲については、全く経験がないか、又は限定的な経験しか有していないことがあり、業務範囲の拡大に伴う制約もしくはリスクの分析又はその対応に問題がある場合は、当該業務を行うことができない又は当該業務において損失を被る可能性があります。また、必要な許認可取得の遅れその他の理由により当行グループの業務範囲の拡大が想定どおりに進展しない場合、又は競争の激化等により拡大した業務の収益性が悪化した場合には、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

内部統制システムに関するリスク

当行グループは、健全性の強く要求される銀行業務を行いつつ、電子決済サービス業務を中心とする既存の業務を充実・拡大する予定です。したがって、業務の健全性を維持しつつ、業務の充実・拡大を行うために、当行グループとしては、最大限の注意を払ってリスク管理態勢等の内部統制システムを整えてきており、また今後も整えていく所存です。

しかし、必ずしもかかる内部統制システムが十分に機能しない可能性があります。

人材の確保・増強・維持に伴うリスク

当行グループは現在、顧客口座数の増加や新規サービスの開発等、急速な業務拡大の最中にあり、人的・組織的・物的な体制の拡充を図っていく方針ですが、インターネット関連ビジネス及び銀行業務の両方に精通している等、当行グループの必要とする人材の獲得は容易ではなく、適当な人材を適時に確保できる保証はありません。さらに、人的・組織的又は物的な体制の増強ができた場合でも、人員増、教育・社内インフラ整備等に伴って、固定費の増加及びこれに伴う収益性の悪化を余儀なくされる可能性があります。

また、当行グループの業務を拡大しかつ競合相手に対する業務上の優位性を維持していくためには、商品知識、技術及び経験を有する従業員を継続雇用し、離職を防ぐことが重要です。当行グループが有能な人材を維持し、当行グループからの退職を防ぐことのできる保証はなく、有能な人材が当行グループから流出する場合には、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

独立系企業であること

当行グループは特定の企業グループの系列に属していません。企業グループの系列に属している場合には、事業展開において必要な資金の調達や取引機会を迅速かつ有利な条件にて得ることが可能であること、スケールメリットを生かしたより低コストの人的・物的資源の調達が可能であること、経営危機に陥った際に資金援助を受けることが容易であること等、種々のメリットを享受できる可能性があります。

しかし、当行グループは独立系の企業であり、こういった経営上のメリットを享受することができないことから、系列に属する同業他社に比較して事業展開の制約を受ける可能性があります。

ブランドの確立・普及について

インターネット上における集客及び顧客層の拡大においては、当行グループが「イーバンク(eBANK)」ブランドを確立し、好ましいブランドとして認知させることが必要であると考えております。ブランドを確立するためには、顧客にとって利便性の高いサービスを提供することで当行の利用を促進させるとともに、各種メディアにおいて高い評価を獲得し、営業実績を着実に積み重ねていく必要があると考えております。このようなブランド戦略が奏功しない場合には、当行グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、現在当行グループでは、提携サイトのウェブページ上を中心とした広告活動を行っておりますが、各種メディアを通じ「イーバンク(eBANK)」ブランドを浸透させるべく、広告宣伝費を大幅に増加させる可能性があり、その場合は、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

風評リスク

当行は顧客の預金を預かる銀行として高い信頼を維持することが求められおり、当行グループ又は当行株式等のレピュテーションが何らかの形で低下した場合、当行グループの業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。特に当行グループが業務を展開するインターネットの世界では、各種行動の自由度が高く、かつインターネット上における発言は短時間で多数の閲覧者に伝播するため、当行グループのレピュテーションに悪影響を及ぼす発言行動がネット上に流布した場合には、当行グループ又は当行株式等のレピュテーションに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。また、インターネット上での発言行動は匿名性が高い状態で行えるため、発信者を特定することが困難な場合があり、当行グループが発信者に対して十分な責任追及をなし得ない可能性があります。

特定の経営陣への依存

当行代表取締役社長である松尾 泰一は、当行設立以来の最高経営責任者であり、当行グループの事業構想、経営方針や戦略の決定を始め、商品開発戦略、システム開発戦略、販売戦略等において重要な役割を果たしてきました。当行グループでは、各本部長に執行権限を委譲し個別戦略を担当させる等、松尾に過度に依存しない経営体制を構築しておりますが、同人が何らかの事情により代表取締役の職務を遂行出来なくなった場合には、当行グループの事業及び業績に悪影響を与える可能性があります。

今後の資金調達について

当行グループは、今後も資金調達としての預金にくわえ、業容拡大に必要な資金を資本市場その他から適

宜調達をしていく方針ですが、経済環境等の変動又は当行グループの自己資本比率の低下等により、適切な時期に当行が希望する金額及び条件での資金調達ができず、当行グループの事業及び業績に悪影響を与える可能性があります。

(3) その他のリスク

(A) ストック・オプション等について

当行グループは、役員及び従業員等に対し、当行グループの経営への参画意識を高めるため、ストック・オプションを付与しております。当行グループは今後も優秀な人材の確保のため、ストック・オプション制度を継続する方針であります。なお、これらのストック・オプションが行使された場合、1株当たり株式価値を希薄化させる可能性があります。

また、当行グループではその役職員等が新株予約権（及び新株引受権）を保有しており、当該権利が行使された場合も、1株当たりの株式価値を希薄化させる可能性があります。なお、当中間連結会計期間末における、当行グループの役職員等に付与された新株予約権（及び新株引受権）の目的となる株式の数の合計は、59,695個であります。

(B) 配当について

当行は、設立以降平成19年3月期まで繰越損失が残っており、当中間連結会計期間においても同様であります。従いまして、これまで配当を行った実績はありません。将来の配当については、当行グループの業績等を勘案し、内部留保の充実を通じた企業価値向上による株主への利益還元とのバランスに留意しながら、総合的に決定していく所存です。また、今後も繰越損失の解消に努める所存ですが、繰越欠損金が早期に解消する保証はありません。

(C) 株主間契約の存在等について

当行の知る限り、本日現在、当行の株主間で当行の議決権行使や株式譲渡等に関する合意は存在しません。ただ、このような合意が存在する可能性は完全に否定できるものではなく、かかる合意が存在する場合には、当行グループの経営方針や事業運営等が影響を受ける可能性があります。

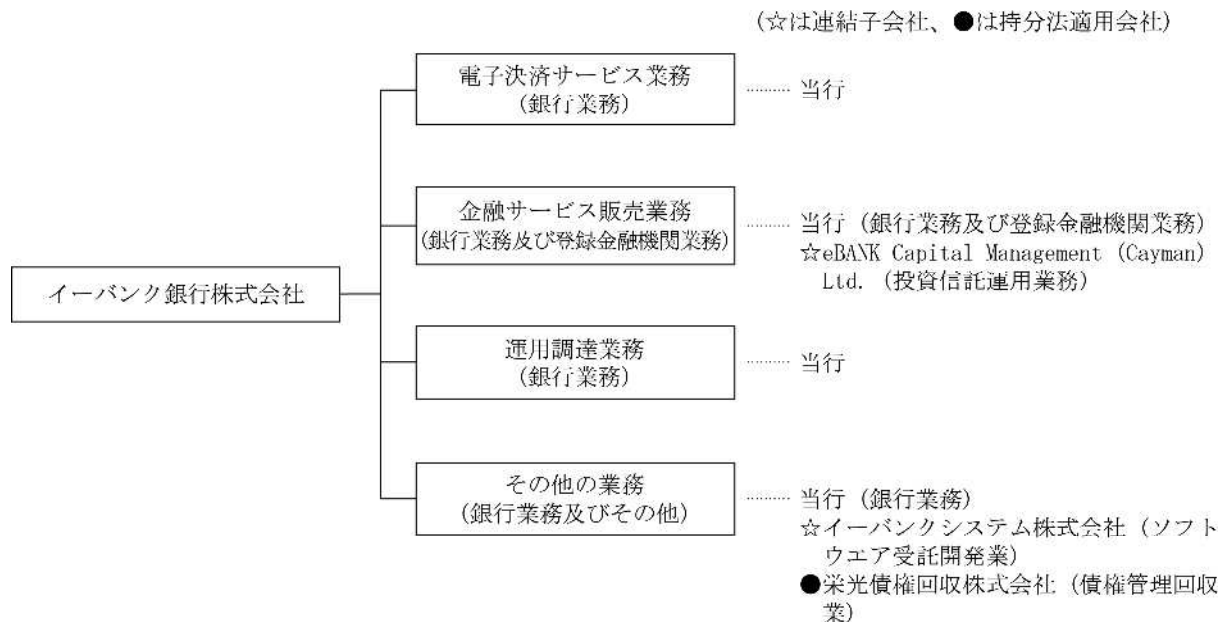
2. 企業集団の状況

(事業の内容)

当行グループ(当行及び当行の関係会社)は、当行、連結子会社であるイーバンクシステム株式会社及びeBANK Capital Management (Cayman) Ltd.並びに持分法適用関連会社である栄光債権回収株式会社の4社で構成されております。

当行は、銀行法第4条第1項に定める銀行業免許に基づき、一定の付帯条件の下、銀行業務(銀行法第10条の規定により営む業務をいいます。)を営んでおります。また、当行は、銀行法第11条及び金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受け有価証券関連業務及び一定の登録金融機関業務(金融商品取引法第33条の2の登録に係る業務をいいます。)を行っております。

(事業系統図)



当行は、インターネットを經由していつでもどこでも安価にアクセスできる電子決済サービスとそれに付随する金融サービスを主として提供するインターネット専門銀行として、平成13年7月に開業しました。

当行グループでは、「eBANK Style」(イーバンク・スタイル)と呼ぶ経営理念、すなわち、efficiency(効率性)、excellence(優位性)、及び entertainment(楽しさ)という3つの“e”と customer satisfaction(顧客満足)からなる、「3“e” & CS」の思想に基づき、インターネットを通じた電子決済に主軸を置きつつ、関連する各種業務を展開して参りました。これらの業務は、(1)電子決済サービス業務、(2)金融サービス販売業務、(3)運用調達業務、及び(4)その他の業務の4つの業務に分類できます。当行グループは、それぞれを密接に結びつけつつ、収益を生み出す事業を展開しており、このうち電子決済サービス業務、金融サービス販売業務の一部、及び運用調達業務は銀行業務に区分され、金融サービス販売業務の一部は登録金融機関業務に区分されます。

(1) 電子決済サービス業務

当行グループは、先進的な情報通信技術を利用したシステムによる資金移動取引(電子決済)のサービスの一つとして、独自のオープン系銀行システムを核とする24時間365日稼働可能な電子決済プラットフォームを用いて、PC又は携帯端末によるインターネットを經由した送金及び振込に係る内国為替業務(ウェブ決済)を顧客に提供しています(代金取立業務は行っていません。)。具体的には、電子取引におけるショッピングの際、購入者と商品・サービス提供者との間の代金決済を、口座振替機能により瞬時に行う「イーバンク・ペイ」や「イーバンクマネーカード」、メールアドレスと名前だけで送金が行える「メルマネ」、ウェブ上でのデータ交換を通じた大量の取引依頼が可能な「WEB-FB」、大量の振込入金照合業務を簡便化する「イーバンクジャストマッチ」等、決済に軸足を置いたインターネット専門銀行ならではの、利便性の高い様々な決済サービスを提供しております(当行グループの顧客口座間における決済を以下「イーバンク決済」といいます。)。また、当行口座から携帯電話料金や一部の公共料金・税金等の支払を可能とするマルチペイメントネットワークに接続するサービスを開始する等、当行の決済・送金サービスの利便性をさらに高めています。これらのサービスは、インターネットに接続可能なPC及び携帯端末により利用することが可能です(携帯端末に関しては一部のサービスが利用できません。)。くわえて、インターネット上でのセキュリティにも十分配慮しており、SSL128bitの暗号化技術はもとより、予め登録したIPアドレス以外からの取引を制限する「IP制限サービス」、インターネット上での不測の事態に対応するeBANKセキュリティ保険、通常銀行が一方向的に付与する口座番号等のログインIDを各顧客が自ら設定することができるログイン方法の導入等により、顧客が安心して利用できる環境を提供しております。さらに当行は、VISAの「プリンシパル・メンバー」の資格を平成18年2月に取得、一層の顧客利便性の向上を目指し、平成19年7月、「イーバンクマネーカード」発行を開始いたしました(下記「3.経営方針(4)会社の対処すべき課題」をご参照ください。)。なお、平成19年9月末における「イーバンクマネーカード」の発行枚数は、50万枚となっております。

なお、当該業務における収益は、連結財務諸表及び財務諸表における役務取引等収益及びその他業務収益に計上されます。

(2) 金融サービス販売業務

当行グループでは、各種企業との提携による、クレジットカード型キャッシュカードの発行、個人向けカードローンの取次、証券口座の開設の紹介等により、手数料収益の拡大を図っております。例えばクレジットカード型キャッシュカードについては、三菱UFJニコス株式会社との提携による「イーバンクカードニコス」に替え、平成19年2

月から株式会社オーエムシーカードとの提携により、「イーバンクカードOMC」、平成19年9月より九州カード株式会社との提携による「イーバンクカードジョーヌ」を新たに発行し、発行枚数に応じた手数料を受け取っております。なお、平成19年9月末におけるクレジット機能付きカードの発行枚数は、15万枚となっております。

さらに、投資信託の販売に関しては、販売用他社ファンド等を含む新たな銘柄の追加を行い、当中間連結会計期間末で合計239本の投資信託を取扱っております。こうした投資信託の販売及び当行子会社によるファンド等の管理・運用により、販売手数料及び管理手数料収入を計上しております。くわえて、平成18年3月より取扱いを開始している各種特約定期預金(下記「(3)運用調達業務」をご参照ください。)に関連するデリバティブ取引による収益を計上しております。このように、新しいタイプの金融商品及びサービスの提供並びに新たな金融取引にも、積極的に取り組んでおります。

一方で、運用調達業務において取得したノウハウを用い、証券化・流動化案件のアレンジメント業務及び社債管理業務等を始めとした、ファイナンシャル・アドバイザー業務の取り組みを行っております。また、前述の業務以外に社債の引受と私募の取扱い業務も行っております。

なお、当該業務における収益は、連結財務諸表及び財務諸表における役務取引等収益又はその他業務収益に計上されます。

(3) 運用調達業務

当行グループでは個人・法人顧客の双方に普通預金を、個人顧客向けに定期預金(満期特約定期預金を含みます。)及び外貨普通預金を、それぞれ提供しております。個人顧客向けの普通預金については、競争力のある金利を設定し、決済のための資金についても一定期間の預け入れを促す戦略を取っております。また、競争力のある金利を設定した定期預金の提供のほか、平成18年3月には当行が一定時点で満期を繰り上げることができる満期特約定期預金「アコーディオン」、同年6月には当行が定める当初予定満期日まで預けると金利がステップアップする「パークッション」、同年9月には為替レートの変動により上乗せ金利が付与されることがある為替特約定期預金「モーツァルト」、平成19年3月より同様の為替特約定期預金「ハイドン」の取扱いを開始し、預金残高の積み上げを図っております。当行の提供する外貨普通預金は、米ドル・ユーロ・豪ドル・英ポンド・ニュージーランドドル・南アフリカランドの6通貨で、最低預入額は10万円相当額以上、預入限度額に制限はなく、適用レートはほぼリアルタイムに変動し、原則として24時間取引可能であり、競争力のある為替コストで提供しております。また、平成19年10月より、米ドル・ユーロ・豪ドルの3通貨において外貨定期預金の取扱いを開始しており、今後は取扱通貨の拡大等、外貨預金の充実を図ってまいります。

当行グループの預金については、インターネット上での定期預金の解約及び他の金融機関への送金又は振込が、時間と場所を問わずに迅速かつ容易に行えます。この特性を踏まえ、流動性に十分配慮した運用を行う必要があることから、調達した普通預金残高の100%と定期預金残高の25%に相当する額以上を、金融機関預け金や国債といった、流動性の高い資産で運用しております。また、その他の運用資産については、キャッシュ・フローを生み出す資産(オフィスビルや商業・居住用施設等の各種不動産物件、消費者ローン等の貸付債権、企業の売掛債権等)を証券化・流動化した運用商品やファンド等についても一定程度の投資を行っています。投資の実行に際しては、十分な審査を実施し、適切なリターンとリスクを有する運用資産を厳選するとともに、定期的なモニタリングを実施しております。その他の運用資産は流動性の高い資産と比較して高い収益が期待できる投資となっております。なお、当行グループは預金業務と為替業務を主たる業務としており、銀行業の免許に付された条件に基づき、預金担保の当座貸越を除く一般的な貸出業務等は、新たに銀行法上の承認を得ない限り行うことができません。

当行グループでは、運用調達業務全般にわたり、ALM(資産負債総合管理)の観点から、金利感応度、資金流動性、市場流動性等のリスクマネジメントに十分留意した運営を行っております。また個別の投資に際しても、リスクに見合った収益が期待できるか、各種リスクの分散を適切に図ることができるか等を入念に検討し、運用資産ポートフォリオの構築を行っております。

なお、当該業務における収益は、連結財務諸表及び財務諸表における資金運用収益、その他業務収益、又はその他経常収益に計上されます。

(4) その他

(A) ソフトウェア受託開発業

イーバンクシステム株式会社は、当行グループの銀行システムの開発・運用業務を主業務としております。当行グループの基幹系システムは、独自のオープン系銀行システムを採用し、従来のメインフレーム系銀行システムに比して安価かつ効率的に構築されており、またこれまで安定した運用実績を残しています。イーバンクシステム株式会社は、こうしたシステム分野における優位性を踏まえ、当行グループの銀行システムの開発・運用業務のみならず、当行グループ以外の第三者に対するITサービスの提供も拡大していく予定です。

(B) 債権管理回収業

栄光債権回収株式会社は、「債権管理回収業に関する特別措置法」(平成10年法律第126号)に基づいて、債権管理回収業を行います。

(C) 広告業

広告に係る収益は銀行法10条第2項に規定する「その他の銀行業に付随する業務」に該当し、預金、貸付け又は為替に付随する業務とされております。当行では、当行ホームページ及びメールマガジン等への広告掲載による広告業を行っております。

上記の各業務を支えるのは、当行グループのITシステムです。銀行の採用するシステムは、大別してオープン系銀行システムとメインフレーム系銀行システムとがあります。メインフレーム系銀行システムとは、一つのメインコンピュータが情報の管理・処理を統括して行うシステムであり、多くの国内銀行において採用されているシステムです。これに対し、当行グループの採用するオープン系銀行システムとは、最新のテクノロジーを適用したコンピュータがそれぞれ情報の管理・処理を行うシステムであり、先端技術や新たな顧客ニーズ及び処理する情報量の増加に対して比較的低廉なコストで迅速に対応できるというメリットがある一方、セキュリティ対策及びIT技術の段階的進歩に常に追いつくためのシステムの保守・管理の負担が比較的重い等のデメリットがあると考えられます。当行グループのオープン系銀行システムは、インターネットを介して基幹系システムを顧客に開放することにより、PC及び携帯端末からの直接接続が可能であるなど、高い拡張性を有しています。また、当行グループは、提供する商品の仕様及び業務プロセスを上記のシステムに適合させており、24時間365日稼働可能なシステムの構築を可能とするとともに業務の効率性を高めております。また、当行グループのオープン系銀行システムは、構築及び運用において特定のシステムベンダーに依存する必要がないため、システムの構築及び運用の点においてもコスト競争力を有することができるものと考えております。

3. 経営方針

(1) 会社の経営の基本方針

当行は、平成13年7月6日に金融庁から銀行業の免許を受け、同23日に開業した、インターネット専門銀行です。当行は、既存の金融機関のように貸出・預金・外為といった業務を一律に提供するのではなく、「決済銀行」というコア・コンセプトをベースとし、使い勝手の良い安価な決済サービスと、それに付随する預金サービスを主として提供するという、特色ある経営を行っています。

インターネットを利用した「決済銀行」として、先端技術を活用した全く新しい銀行システムを構築することで、既存の金融機関に比べて大幅に安価、かつ効率的な決済、預金サービスの提供を実現していくことが経営の基本方針であります。

また当行は、「eBANK Style」(イーバンク・スタイル)と呼ばれる行動規範を定めています。その中核となる経営理念は「3“e” & CS」、すなわち、efficiency(効率性)、excellence(優位性)及びentertainment(楽しさ)という3つの“e”とcustomer satisfaction(顧客満足)から構成されており、日常業務の中でこの理念に対する意識を常に高く持ち続けるよう努めています。これらの中でも特にユニークなのが“entertainment(楽しさ)”であり、常に社員が「楽しく」仕事をすることが「楽しい」サービスを世に出すことに繋がり、結局お客様に「楽しく」感じてもらうことができるという考え方です。当行は、このような独特の理念に基づく経営スタイルを実現していくことが、従来の銀行とは一線を画した新しいビジネスモデルを確立するための、重要な要素であると考えています。

当行の最終的な目標は、PCや携帯電話さえあれば、イーバンクを通じていつでもどこでも簡単かつ安価にお金のやり取りができる、そんなサービスを世界中の人々に提供することであり、それを経営の基本理念として、事業展開を行っております。

(2) 目標とする経営指標

当行グループといたしましては、経営計画の管理に当たっては、コア・コンセプトである「決済銀行」に基づいた業務運営を行うために、その成長ドライバーである顧客口座数の拡大を第一に目指してまいります。個人・法人ともに、顧客口座数が増加することで、取扱商品やサービスの増加に伴い取引件数が増加することにより、費用効率の向上を通じて、結果的に高収益の経営体質になると見込まれます。これにより、さらに、低コストで利便性の高い決済サービスの実現が可能となり、顧客口座数の拡大に繋がるというバリュー・チェーンの拡大が期待されます。

なお、BIS基準自己資本比率といった法令で定められている指標に対しても、十分な水準を維持していくことはいうまでもありません。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当行グループといたしましては、「イーバンクは最も先進的かつ個性的なIT時代の決済インフラを提供する世界的に認知される企業となる」というビジョンの下、「決済銀行」というコア・コンセプトに基づき業務を推進し、収益力の一層の向上による高成長への基礎固めに努めてまいります。当行グループは、かかる基礎固めを図るために、顧客口座数の一層の増加、電子決済サービス業務とその利便性の更なる向上、提供する金融サービス販売業務の拡大及び運用調達業務の更なる本格化を通じて、収益性と成長性を重視した経営に取り組めます。併せて、当行グループの業務の基盤の更なる確立を図るために、システム等のインフラの整備・充実及び組織体制の強化・整備に取り組めます。

(4) 会社の対処すべき課題

(A) 中核的戦略(顧客口座数の増加・顧客口座数のさらなる増加につながる、バリュー・チェーンの強化)

当行グループの収益力を向上させ、同時に成長力を維持するためには、顧客が当行に開設する口座数の増加が極めて重要となります。当行グループは、迅速かつ簡便な顧客口座開設フローの確立、提携戦略及びブランディング戦略による効果的なマーケティング方法の採用等により顧客口座数を増加させることで、電子決済件数、顧客の金融サービスに対するニーズ、及び預金残高を増加させ、それらに伴う手数料や運用収益を増加させることで、当行グループの収益性の向上を図ります。さらに、経費率低減効果による、電子決済サービス及び金融サービスの競争力の一層の向上を通じ、顧客口座数のさらなる増加を実現するというバリュー・チェーンを、確立・強化してまいります。

<顧客口座数の推移>

(単位：千口座)

	平成18年度 中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	平成19年度 中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	平成18年度末 (平成19年3月31日)
顧客口座数	1,709	2,375	2,019

(注) 顧客口座数は、各期末日現在の累計口座開設承認数から解約件数を除いた数を記載しております。

<決済件数の推移>

(単位：千件)

	平成18年度 中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	平成19年度 中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	平成18年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
決済件数	18,236	40,810	44,632

(注) 決済件数は、各連結会計年度の対外入出金件数と口座振替(イーバンク決済)件数の合計数を記載しております。対外入出金件数とは当行顧客口座と他行口座間での資金の授受に係る取引及びキャッシュカードによる入出金であります。口座振替とは当行口座間の資金の授受に係る取引であります。

(B) 電子決済サービス業務(クリティカル・マスの早期達成、ビジネス口座の活性化とリアル決済への進出)

顧客口座数のクリティカル・マスの早期達成

当行グループは、今後も顧客口座数を大きく増加させ、早期にクリティカル・マス(注)の達成を図ることが、当行サービスの連鎖的な普及を通じた顧客利便性の大幅な向上、ひいては当行の電子決済サービス業務における収益性の大幅な向上に繋がると考えております。したがって、顧客口座の獲得を、経営上の最優先課題の一つと位置付け、今後も重点的に取り組んでまいります。

(注) クリティカル・マスとは、新しい製品やサービスの普及する初期において、ある一点を超えると連鎖的な普及が始まる臨界点をいいます。当行は、現時点においては顧客口座数300万口座をクリティカル・マスの目途と考えております。

ビジネス口座のさらなる活性化と、幅広い電子決済ニーズへの対応

当行は、平成18年1月4日に、全国銀行協会から全国銀行データ通信システムへの直接接続を承認されました。これにより、これまで提携銀行の収益となっていた被仕向為替手数料の獲得、及び当行が当該提携銀行に支払っていた入金に係る口座管理手数料の消滅等のメリットに加え、平成19年9月末現在27千口座を上回る数のビジネス口座（法人ビジネス口座及び個人ビジネス口座）に関して、その利便性が大きく向上しています。今後は、法人間取引の取り込みを含む、大量の決済需要が見込めるビジネス口座の増加と利用の活性化を図ることにより、電子決済サービス業務の収益性を一層高めていく必要があると考えております。

当行グループの強みを生かした、リアル決済への進出

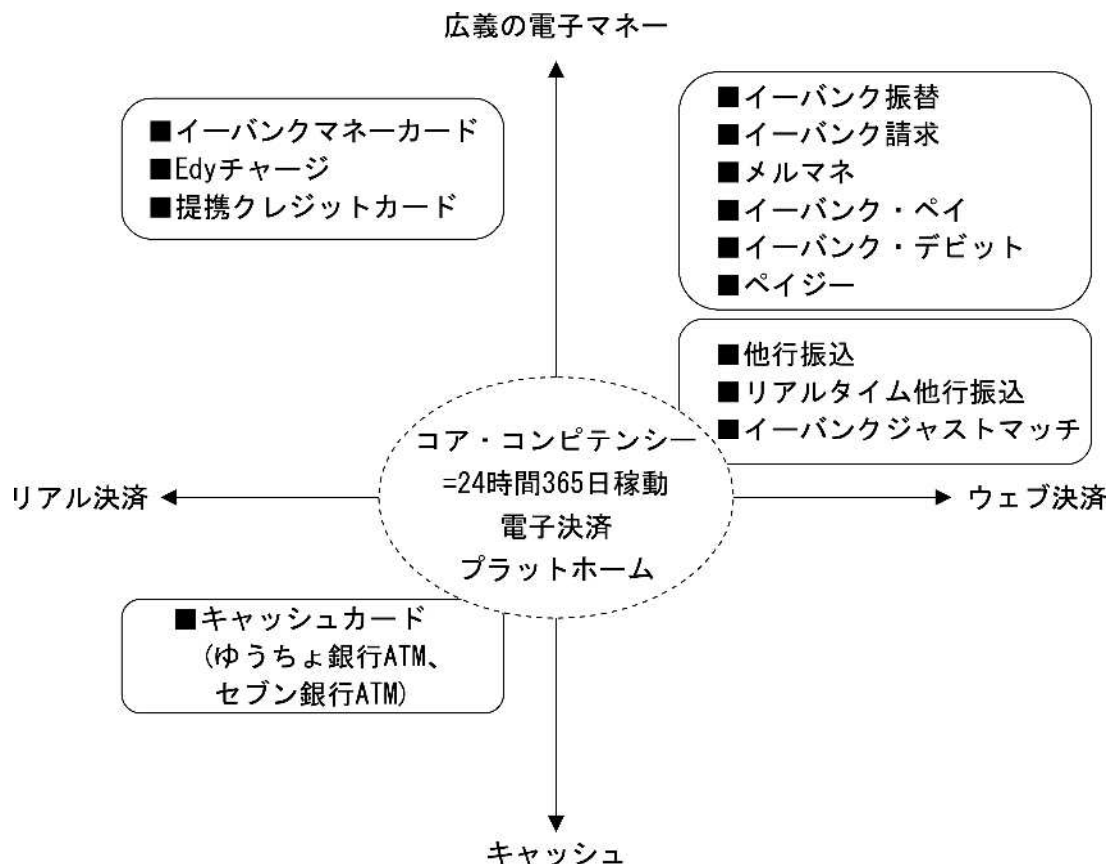
当行グループが現在、電子決済サービス業務における主たる業務の対象としているウェブ決済（注1）は、電子商取引の拡大等により今後も拡大が見込まれる市場です。一方で、依然として決済市場の大部分を占めるウェブ決済以外の決済（リアル決済）（注2）についても、IT技術を利用した新たな電子決済サービスの普及が、今後ますます進展していくと考えられます。当行グループの電子決済プラットフォームは、オープン系銀行システムにより構築されており、ウェブ決済、又はIT技術を利用した新たなリアル決済において必要とされる先端的な技術に、柔軟かつ迅速に対応することができると考えられます。また、当行グループがこれまでウェブ決済で培った経験及びノウハウは、リアル決済市場における業務展開においても、有効に活用できると考えております。このようにして当行グループは、当行グループの強みを生かし、今後リアル決済市場においても、先進的かつ優位性の高いポジションを確保することを目指してまいります。この一環として、当行はVISAの「プリンシパル・メンバー」の資格を平成18年2月に取得し、平成19年7月より「イーバンクマネーカード」を発行しております。VISAの国内外における広範な加盟店網を活かした即時決済型カードの発行により、顧客利便性の一層の向上と当行グループの決済ネットワークの拡大による新たな収益機会の確保を図ってまいります。

このように、電子決済サービス業務においては、今後も多様な電子決済ニーズに対応することにより、当行の経営理念である、「最も先進的かつ個性的な、IT時代の決済インフラの提供」の実現を図ってまいります。

(注) 1 「ウェブ決済」とは、PC又は携帯端末によりインターネットを経由する資金移動取引のことであり、当行グループの提供する、メルマネ、イーバンク・デビット、ペイジー等のサービス及び他行振込等がこれに該当いたします。

2 「リアル決済」とは、インターネットを経由しない、ウェブ決済以外の決済であり、イーバンクマネーカード、提携クレジットカード、キャッシュカード及びEdyチャージ等のサービスがこれに該当します。

当行グループの提供する決済サービスの位置付け



(C) 金融サービス販売業務（サービス提供範囲の拡大と多様な収益基盤の確保）

金融サービス販売業務は、顧客口座数とサービス提供範囲の拡大に伴い、収益性の大きな向上が見込める業務分野です。したがって、現在取扱っている投資信託、提携カード、提携ローン等の商品及び提携先の多様化を図り、サービス提供範囲の一層の拡大を行ってまいります。また、特約定期預金に関連するデリバティブ取引など、新しい取引への参加による収益の獲得機会も追求していきます。

一方、社債の引受や私募の取扱い業務についても、新規案件の捕捉に努め、手数料等の安定的な獲得を目指してまいります。

(D) 運用調達業務（高収益、かつ流動性の確保された、効率的なバランスシートの構築）

顧客口座数、預金残高の増加に伴い、増加が予想される運用資産をベースとして、適切なALM(資産負債総合管理)・リスク管理体制のもと、運用収益の増強に努めます。引き続き、決済業務を担う銀行として十分な流動性を確保しつつ、市場利回の上昇に伴う運用収益の向上を目指し、預け金から国債等への運用資産のシフトを図っていきます。くわえて、各種の証券化商品やファンド等、リスク対比で優位な収益が期待できると判断できる資産には、資産ポートフォリオ全体の構成に留意しながら投資を行います。また、調達業務においては、満期特約定期預金のように、デリバティブの活用等による、調達コストの抑制及びALM管理の高度化を目指してまいります。このようにして、運用調達業務全体として、リスク対比で高収益であり、かつ流動性の確保された、効率的な資産構成の構築に努めてまいります。

(E) その他の業務

当行グループは、電子決済サービス業務、金融サービス販売業務及び運用調達業務という当行グループの主要な業務分野を補完し、また新たな収益源を獲得するため、その他の業務の充実も積極的に進めていく所存です。その一環として、当行グループが運用する不動産流動化商品等における信託財産の管理又は信託受益権の販売等を行うことを目的として、新設子会社を通じた信託業の営業を開始するため、現在信託業免許の取得等の準備を行っております。

(F) 全業務に係る課題(システムの強化と組織体制の充実)

システムのセキュリティ、キャパシティ、及びスケーラビリティの確保

インターネット専業銀行である当行にとって、システムの対応能力(キャパシティ)や拡張性(スケーラビリティ)を確保し、急激に増加する顧客口座数や電子決済件数を安定的に処理していくことや、いわゆるサイバー犯罪等に対して顧客の資産を安全に保護すること(セキュリティ)は、極めて重要な課題であり、そのための先端技術の取り込み等については、不断の努力が必要です。当行グループは引き続き、こうしたシステム分野に十分な資源配分を行い、当行システムのセキュリティ、キャパシティ、及びスケーラビリティの確保・拡充に、全力を挙げて取り組んでいきます。

組織体制及び内部統制の充実

経営環境の変化に迅速かつ的確に対応する業務運営体制、並びに経営執行の公正性及び透明性を確保する経営監視機能の強化を行い、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ってまいります。また、当行は平成18年5月12日開催の取締役会において、情報管理、リスク管理、財務報告、適時開示、内部監査、業績管理、コンプライアンス、監査役監査の充実等に関する内部統制システムを構築することを決議しております。かかる内部統制システムの整備のため、法務・コンプライアンス部門、リスク管理部門、内部監査室等の増員等を通じ、拡大する業容への対応を図るとともに、法令等遵守及びリスク管理については経営上の最優先課題として取り組み、役職員ひとりひとりが銀行としての公共的使命を自覚し行動する企業風土を醸成してまいります。くわえて、平成20年度より施行される財務報告に係る内部統制の評価制度に対応し、規程の整備や記録の保管といった内部管理機能の一層の強化を図る目的で、平成18年6月9日にJ-SOX対応準備室を発足させ、さらなる内部統制の強化に努めるとともに、情報開示体制のさらなる整備等を進めてまいります。

4. 中間連結財務諸表

(1) 中間連結貸借対照表

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		120,971	28.90	41,221	5.90	80,312	15.37
コールローン		40,000	9.55				
買入金銭債権		32,790	7.83	33,861	4.85	28,294	5.41
金銭の信託	2	69,583	16.62	56,962	8.15	83,496	15.97
有価証券	1、2	136,672	32.65	548,344	78.50	313,330	59.94
外国為替				1,728	0.25	1,671	0.32
その他資産	2	13,436	3.21	8,361	1.20	8,697	1.66
有形固定資産	3	734	0.18	1,146	0.16	832	0.16
無形固定資産		4,959	1.18	7,117	1.02	6,299	1.21
繰延税金資産		20	0.00	34	0.00	30	0.01
貸倒引当金		514	0.12	226	0.03	255	0.05
資産の部合計		418,653	100.00	698,551	100.00	522,709	100.00
(負債の部)							
預金		380,893	90.98	651,756	93.30	482,697	92.35
その他負債		7,287	1.74	11,827	1.69	9,740	1.86
賞与引当金		118	0.03	129	0.02	123	0.02
ポイント引当金				32	0.01		
負債の部合計		388,299	92.75	663,745	95.02	492,561	94.23
(純資産の部)							
資本金		32,310	7.72	38,414	5.50	32,335	6.18
資本剰余金				5,437	0.78		
利益剰余金		864	0.21	5,246	0.75	642	0.12
自己株式		115	0.03	113	0.02	113	0.02
株主資本合計		31,330	7.48	38,491	5.51	31,579	6.04
その他有価証券評価差額金		1,229	0.29	3,954	0.57	1,724	0.33
繰延ヘッジ損益		71	0.02	16	0.00		
評価・換算差額等合計		1,301	0.31	3,970	0.57	1,724	0.33
少数株主持分		325	0.08	284	0.04	293	0.06
純資産の部合計		30,353	7.25	34,805	4.98	30,148	5.77
負債及び純資産の部合計		418,653	100.00	698,551	100.00	522,709	100.00

(2) 中間連結損益計算書

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		6,496	100.00	9,389	100.00	13,709	100.00
資金運用収益		1,872		3,242		3,963	
(うち有価証券利息配当金)		(1,470)		(2,657)		(2,961)	
役務取引等収益		2,583		3,585		6,286	
その他業務収益		711		124		1,715	
その他経常収益	1	1,327		2,437		1,744	
経常費用		7,234	111.36	14,571	155.19	14,253	103.97
資金調達費用		865		1,901		2,092	
(うち預金利息)		(865)		(1,900)		(2,092)	
役務取引等費用		704		1,457		1,748	
その他業務費用		90		3,007		237	
営業経費	5	4,078		7,198		9,224	
その他経常費用	2	1,494		1,007		950	
経常利益(は経常損失)		738	11.36	5,181	55.19	544	3.97
特別利益	3	87	1.35	29	0.31	240	1.76
特別損失	4			95	1.01	154	1.13
税金等調整前中間(当期)純利益 (は税金等調整前中間(当期) 純損失)		650	10.01	5,248	55.89	457	3.34
法人税、住民税及び事業税		0	0.01	6	0.07	12	0.09
法人税等調整額		1	0.02	3	0.04	11	0.08
少数株主損失		24	0.37	8	0.09	56	0.41
中間(当期)純利益 (は中間(当期)純損失)		625	9.63	5,242	55.83	403	2.94

(3) 中間連結株主資本等変動計算書

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本					評価・換算差額等			少数株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	32,310	11,232	11,472	115	31,954	1,591		1,591	287	30,650
中間連結会計期間中の変動額										
中間純損失()			625		625					625
資本剰余金の欠損金填補(注)		11,232	11,232							
持分法適用会社の減少に伴う 剰余金増加高			1		1					1
株主資本以外の項目の中間連 結会計期間中の変動額(純額)						361	71	289	37	327
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)		11,232	10,608		624	361	71	289	37	296
平成18年9月30日残高(百万円)	32,310		864	115	31,330	1,229	71	1,301	325	30,353

(注) 平成18年6月の定時株主総会における損失処理項目であります。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本					評価・換算差額等			少数株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	32,335		642	113	31,579	1,724		1,724	293	30,148
中間連結会計期間中の変動額										
第三者割当増資による増加高	6,075	6,075			12,150					12,150
ストック・オプション の行使による増加高	3				3					3
中間純損失()			5,242		5,242					5,242
資本剰余金の欠損金填補(注)		637	637							
株主資本以外の項目の中間連 結会計期間中の変動額(純額)						2,229	16	2,245	8	2,254
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	6,078	5,437	4,604		6,911	2,229	16	2,245	8	4,656
平成19年9月30日残高(百万円)	38,414	5,437	5,246	113	38,491	3,954	16	3,970	284	34,805

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本					評価・換算差額等			少数株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・ 換算差額 等合計			
平成18年3月31日残高(百万円)	32,310	11,232	11,472	115	31,954	1,591		1,591	287	30,650
連結会計年度中の変動額										
ストック・オプション の行使による増加高	24				24					24
当期純利益(は当期純損失)			403		403					403
資本剰余金の欠損金填補(注)		11,232	11,232							
持分法適用会社の減少に伴う 剰余金増加高			1		1					1
自己株式の売却					2					2
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)						133		133	6	127
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	24	11,232	10,830		374	133		133	6	501
平成19年3月31日残高(百万円)	32,335		642	113	31,579	1,724		1,724	293	30,148

(注) 平成18年6月の定時株主総会における損失処理項目であります。

(4) 中間連結キャッシュ・フロー計算書

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純利益 (は税金等調整前中間(当期)純損失)		650	5,248	457
減価償却費		820	1,018	1,729
持分法による投資損益()		22	97	79
貸倒引当金の増加額		106	29	153
賞与引当金の増加額		37	6	41
ポイント引当金の増加額			32	
資金運用収益		1,872	3,242	3,963
資金調達費用		865	1,901	2,092
有価証券関係損益()		1,310	1,731	1,863
金銭の信託の運用損益()		1,363	2,300	539
固定資産処分損益()			95	154
預金の純増減()		50,549	169,058	152,354
預け金(現金同等物を除く)の純増()減				2,000
コールローンの純増()減		40,000		
外国為替(資産)の純増()減			56	1,671
買入金銭債権の純増()減		13,253	5,523	8,747
資金運用による収入		1,522	2,516	3,632
資金調達による支出		1,648	878	1,907
その他		74	690	204
小計		3,522	159,868	139,657
法人税等の還付額		288	261	58
営業活動によるキャッシュ・フロー		3,234	160,130	139,715
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		48,370	417,303	271,171
有価証券の売却による収入		25,983	39,734	55,962
有価証券の償還による収入		12,424	149,774	35,106
金銭の信託の増加による支出		12,535	14,090	46,429
金銭の信託の減少による収入		17,729	32,990	38,229
有形固定資産の取得による支出		374	582	520
無形固定資産の取得による支出		1,151	1,897	3,105
子会社株式の売却による収入		150		150
投資活動によるキャッシュ・フロー		6,145	211,375	191,779
財務活動によるキャッシュ・フロー				
株式の発行による収入			12,153	24
財務活動によるキャッシュ・フロー			12,153	24
現金及び現金同等物の増加額		9,379	39,091	52,039
現金及び現金同等物の期首残高		130,351	78,312	130,351
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高		120,971	39,221	78,312

(5) 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社 2社 連結子会社の名称 イーバンクシステム株式会社 eBANK Capital Management (Cayman) Ltd.</p> <p>(2) 非連結子会社 0社</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社 2社 連結子会社の名称 イーバンクシステム株式会社 eBANK Capital Management (Cayman) Ltd.</p> <p>(追加情報) 財務諸表等規則第8条7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社はありません。 なお、「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第15号平成19年3月29日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用しております。</p> <p>(2) 同左</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社 2社 連結子会社の名称 イーバンクシステム株式会社 eBANK Capital Management (Cayman) Ltd.</p> <p>(2) 同左</p>
<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 1社 会社の名称 栄光債権回収株式会社 なお、前連結会計年度まで持分法の適用の範囲に含めておりました株式会社アセット・リアルティ・マネジャーズは、売却により当中間連結会計期間から持分法の対象から除外しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 0社</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 0社</p>	<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 1社 会社の名称 栄光債権回収株式会社</p> <p>(3) 同左</p> <p>(4) 同左</p>	<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 1社 会社の名称 栄光債権回収株式会社 なお、前連結会計年度まで持分法の適用の範囲に含めておりました株式会社アセット・リアルティ・マネジャーズは、売却により当連結会計年度から持分法の対象から除外しております。</p> <p>(3) 同左</p> <p>(4) 同左</p>
<p>3. 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項</p> <p>連結子会社の中間決算日と中間連結決算日は一致しております。</p>	<p>3. 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項</p> <p>同左</p>	<p>3. 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項</p> <p>連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。</p>
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。 なお、当中間連結会計期間は、残高はありません。</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p> <p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 同左</p> <p>(ロ) 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>	<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。 なお、当連結会計年度は、残高はありません。</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行及び連結子会社の有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：15年～50年 動産：3年～20年</p> <p>無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p> <p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、合理的に算出した予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行及び連結子会社の有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：3年～20年</p> <p>(会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常損失及び税金等調整前中間純損失は、従来の方法によった場合に比べ15百万円増加しております。 同 左</p> <p>(5) 貸倒引当金の計上基準 同 左</p> <p>(6) 賞与引当金の計上基準 同 左</p>	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行及び連結子会社の有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：3年～20年</p> <p>同 左</p> <p>(5) 貸倒引当金の計上基準 同 左</p> <p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(8) 外貨建資産・負債の換算基準 当行及び連結子会社の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>(9) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>(10) 重要なヘッジ会計の方法 為替変動リスク・ヘッジ ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ・ヘッジ手段 ...為替予約 ・ヘッジ対象 ...外貨建有価証券 ヘッジ方針 外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。 ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。</p> <p>(11) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(7) ポイント引当金 ポイントサービスの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。</p> <p>(8) 外貨建資産・負債の換算基準 同 左</p> <p>(9) リース取引の処理方法 同 左</p> <p>(10) 重要なヘッジ会計の方法 為替変動リスク・ヘッジ ヘッジ会計の方法 同 左 ヘッジ手段とヘッジ対象 同 左 ヘッジ方針 同 左 ヘッジ有効性評価の方法 同 左</p> <p>(11) 消費税等の会計処理 同 左</p>	<p>(8) 外貨建資産・負債の換算基準 当行及び連結子会社の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>(9) リース取引の処理方法 同 左</p> <p>(10) 重要なヘッジ会計の方法 為替変動リスク・ヘッジ ヘッジ会計の方法 同 左 ヘッジ手段とヘッジ対象 同 左 ヘッジ方針 同 左 ヘッジ有効性評価の方法 同 左</p> <p>(11) 消費税等の会計処理 同 左</p>
<p>5. (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」であります。</p>	<p>5. (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、定期預け金以外のものであります。</p>	<p>5. (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、定期預け金以外のものであります。</p>

(6) 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。 当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は30,100百万円であります。 なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>		<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。 当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は29,854百万円であります。 なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(投資事業組合に関する実務対応報告)</p> <p>「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号平成17年12月27日)が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社の株式について適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(有限責任事業組合等に関する実務対応報告)</p> <p>「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(投資事業組合に関する実務対応報告)</p> <p>「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号平成17年12月27日)が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社の株式について適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(有限責任事業組合等に関する実務対応報告)</p> <p>「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>

(7) 中間連結財務諸表に関する注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
1. 有価証券には、関連会社の株式169百万円を含んでおります。 2. 為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保として、有価証券38,294百万円及び金銭の信託中の有価証券1,497百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は240百万円であります。 3. 有形固定資産の減価償却累計額 364百万円	1. 有価証券には、関連会社の株式17百万円を含んでおります。 2. 為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保として、有価証券35,494百万円及び金銭の信託中の有価証券848百万円、信用状発行の担保として、預け金2,000百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は328百万円であります。 3. 有形固定資産の減価償却累計額 743百万円	1. 有価証券には、関連会社の株式114百万円を含んでおります。 2. 為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保として、有価証券56,896百万円、信用状発行の担保として、預け金2,000百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は240百万円であります。 3. 有形固定資産の減価償却累計額 535百万円

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
1. その他経常収益は、株式等売却益1,144百万円を含んでおります。 2. その他経常費用には、金銭の信託運用損1,363百万円を含んでおります。 3. 特別利益は、関係会社株式売却益87百万円であります。 4. 5.	1. その他経常収益は、金銭の信託運用益2,337百万円、株式等売却益47百万円を含んでおります。 2. その他経常費用には、株式等売却損54百万円及び株式等償却815百万円、金銭の信託運用損37百万円、持分法投資損失97百万円を含んでおります。 3. 特別利益は、貸倒引当金戻入益29百万円であります。 4. 特別損失は、固定資産処分損95百万円であります。 5. 営業経費には、研究開発費6百万円を含んでおります。	1. その他の経常収益は株式等売却益1,512百万円を含んでおります。 2. その他の経常費用には、株式等売却損10百万円及び株式等償却286百万円、金銭の信託運用損539百万円、持分法投資損失79百万円を含んでおります。 3. 4. 5. 営業経費には、研究開発費1百万円を含んでおります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	596,076			596,076	
合計	596,076			596,076	
自己株式					
普通株式	1,082			1,082	
合計	1,082			1,082	

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会計期間末 残高(百万円)	摘要
			前連結 会計年度末	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権						(注)
合計							

(注) 当行は未公開企業であり付与時の「単位当たりの本源的価値」は0であるため、当中間連結会計期間末残高はありません。

当中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	596,376	67,550		663,926	(注)
合計	596,376	67,550		663,926	
自己株式					
普通株式	1,057			1,057	
合計	1,057			1,057	

(注)当中間連結会計期間中に増加した発行済株式数は、第三者割当による67,500株及び新株予約権の行使による50株の新株式の発行によるものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高(百万円)	摘要
			前連結 会計年度末	当中間連結会計期間 増加	減少		
当行	ストック・オプション としての新 株予約権						(注)
合計							

(注)当行は未公開企業であり付与時の「単位当たりの本源的価値」は0であるため、当中間連結会計期間末残高はありません。

前連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	596,076	300		596,376	(注)1
合計	596,076	300		596,376	
自己株式					
普通株式	1,082		25	1,057	(注)2
合計	1,082		25	1,057	

(注)1.当連結会計年度中に増加した発行済株式数は、新株予約権の行使によるものであります。

2.当連結会計年度中に減少した自己株式数は、持分法適用関連会社が保有する自己株式の売却によるものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株 予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結 会計年度 末残高 (百万円)	摘要
			前連結会計 年度末	当連結会計年度 増加	減少		
当行	ストック・オプション としての新株 予約権						(注)
合計							

(注)当行は未公開企業であり付与時の「単位当たりの本源的価値」は0であるため、当連結会計年度末残高はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円) 平成18年9月30日現在 現金預け金勘定 120,971 現金及び現金同等物 120,971	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円) 平成19年9月30日現在 現金預け金勘定 41,221 定期預け金 2,000 現金及び現金同等物 39,221	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円) 平成19年3月31日現在 現金預け金勘定 80,312 定期預け金 2,000 現金及び現金同等物 78,312

(リース取引関係)

中間決算短信における開示の必要性が大きいと考えられるため開示を省略します。

(有価証券関係)

1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)
該当事項はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	795	546	249
債券	88,518	87,582	935
国債	60,985	60,421	564
地方債			
短期社債			
社債	27,532	27,161	371
その他	15,184	15,169	15
合計	104,499	103,298	1,200

- (注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」といいます。)しております。
なお、当中間連結会計期間の減損処理額はありません。また、時価が取得価格に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなして、減損処理を行っております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率があっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。
3. 評価差額のうち組込デリバティブを一体処理したことにより、損益に反映させた額は30百万円であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	377
非上場外国証券	149
事業債	32,468
みなし有価証券	136
優先出資証券	72
信託受益権	32,790
関連会社株式	169

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成 19 年 9 月 30 日現在)

該当事項はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成 19 年 9 月 30 日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	284	229	55
債券	471,773	470,569	1,204
国債	434,426	433,619	806
地方債			
短期社債			
社債	37,346	36,949	397
その他	69,464	66,381	3,083
合計	541,522	537,180	4,342

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得価格に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復の見込みのないほど著しい下落があったものとみなし、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」といいます。)しております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率があっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。

当中間連結会計期間における減損処理額は1,536百万円であります。

3 評価差額のうち組込デリバティブを一体処理したこと等により、損益に反映させた額は 394百万円であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成 19 年 9 月 30 日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	314
非上場外国証券	50
事業債	35,186
みなし有価証券	491
優先出資証券	72
信託受益権	8,892

前連結会計年度末

1. 売買目的有価証券(平成 19 年 3 月 31 日現在)
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成 19 年 3 月 31 日現在)
該当事項はありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの(平成 19 年 3 月 31 日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	562	436	126		126
債券	254,436	253,112	1,323	42	1,365
国債	221,740	220,760	980	18	998
地方債					
短期社債					
社債	32,696	32,352	343	23	367
その他	23,042	22,896	145	174	320
合計	278,041	276,445	1,595	216	1,812

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
 3 その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得価格に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなし、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」といいます。)しております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率があっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。
 当連結会計年度における減損処理額は286百万円であります。
 4 評価差額のうち組込デリバティブを一体処理したことにより、損益に反映させた額は125百万円であります。

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	40,433	2,086	77

5. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成 19 年 3 月 31 日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	606
非上場外国株式	149
事業債	35,416
みなし有価証券	524
優先出資証券	72
信託受益権	28,294

6. 保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。

7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成 19 年 3 月 31 日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	118,504	58,479	22,170	89,374
国債	99,914	39,252	17,565	64,028
地方債				
短期社債				
社債	18,590	19,226	4,605	25,346
その他	445	19,506	12,895	12,751
合計	118,949	77,985	35,066	102,126

- (注) 住宅金融公庫債券(貸付債権担保S種及び貸付債権担保)は償還金額が確定できないため、10年超に表示しております。

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成18年9月30日現在)
該当事項はありません。
2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年9月30日現在)
該当事項はありません。

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)
該当事項はありません。
2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)
該当事項はありません。

前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	83,496	401

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)
該当事項はありません。
3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年3月31日現在)
該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)
前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)
中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	1,229
その他有価証券	1,229
その他の金銭の信託	
(+)繰延税金資産(又は(-)繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,229
(-)少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	0
その他有価証券評価差額金	1,229

(注)1 評価差額からは組込デリバティブを一体処理したことにより、損益に反映させた額30百万円を除いております。
2 時価のない外貨建その他有価証券に係わる為替換算差額0百万円については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)
中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	3,954
その他有価証券	3,954
その他の金銭の信託	
(+)繰延税金資産(又は(-)繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	3,954
(-)少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	3,954

(注)1 評価差額からは組込デリバティブを一体処理したこと等により、損益に反映させた額 394百万円を除いております。
2 時価のない外貨建その他有価証券に係わる為替換算差額 0百万円については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在)
連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	1,724
その他有価証券	1,724
その他の金銭の信託	
(+)繰延税金資産(又は(-)繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,724
(-)少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	1,724

(注)1 評価差額からは組込デリバティブを一体処理したことにより、損益に反映させた額125百万円を除いております。
2 時価のない外貨建その他有価証券に係わる為替換算差額0百万円については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

(デリバティブ取引関係)
前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物 金利オプション			
店頭	金利先渡契約 金利スワップ 金利スワップション 金利オプション その他	86,481	571	11
	合計		571	11

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物 通貨オプション			
店頭	通貨スワップ 為替予約 通貨オプション その他	38,223	280	280
	合計		280	280

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成18年9月30日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引(平成18年9月30日現在)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引(平成18年9月30日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション その他	5,000	30	30
	合計		30	30

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物 金利オプション			
店頭	金利先渡契約 金利スワップ 金利スワップション 金利オプション その他	119,992	2	2
	合計		2	2

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引金融機関から提示された価格によっております。

3 金利スワップション取引には、当行において区別して把握することが困難な金利スワップ取引を含めて表示しております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物 通貨オプション			
店頭	通貨スワップ 為替予約 通貨オプション その他	39,187	1	1
	合計		1	1

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション その他	5,000	383	383
	合計		383	383

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

前連結会計年度

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行が行っているデリバティブ取引は、次のとおりであります。

- ・金利関連取引 金利スワップション
- ・通貨関連取引 為替予約

その他として複合金融商品に組込まれたクレジットデリバティブ取引等があります。

なお、連結子会社は、デリバティブ取引を行っておりません。

(2) 取組方針

当行では、行内で定めるリスク管理運営方針に基づき、顧客の金利に係わるリスクヘッジニーズに対応するため、また、当行の市場リスクの適切な管理を目的とし、デリバティブ取引を利用しております。

(3) 利用目的

上記(2)取組方針に基づき、デリバティブ取引を行っております。

なお、一部の為替予約取引につきましては、外貨建有価証券取引をヘッジ対象、為替予約取引をヘッジ手段、ヘッジ対象の内包する為替変動リスクの軽減をヘッジ方針とした、ヘッジ会計を行っており、ヘッジ会計の方法は繰延ヘッジ処理によるおります。また、ヘッジの有効性の評価の方法は、ヘッジ開始時から有効性判断時点までの期間においてヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎に判断しております。

(4) リスクの内容

当行の行うデリバティブ取引は、マーケットの変動により損失を被るリスク(市場リスク)と、取引相手方の契約不履行により経済的毀損を被るリスク(信用リスク)があります。

(5) リスク管理体制

当行はリスク管理部を中心とした総合的なリスク管理体制を執っており、当行の総合的なリスクを四半期で経営陣に報告しております。規定についてはリスクの源泉・運営方針・管理方針等を定めた「リスク管理基本ポリシー」のもと、各種のリスクについて各々独立した管理規程を制定しております。市場リスクに関する管理方針は「市場リスク管理規程」に規定し、これを遵守しております。

(6) 定量的情報の補足説明

デリバティブ取引に係わる「契約額等」は名目上の契約額又は計算上の想定元本であり、それ自体がリスク額を意味するものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建				
	買建				
	金利オプション				
	売建 買建				
店頭	金利先渡契約				
	売建				
	買建				
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動				
	受取変動・支払固定				
	受取変動・支払変動				
	金利スワップション				
	売建	53,532	53,532	57	1,335
	買建	53,741	53,741	61	1,331
	金利オプション				
売建					
買建					
その他					
売建					
買建					
合計				118	3

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引金融機関から提示された価格によるおります。

3 金利スワップション取引には、当行において区別して把握することが困難な金利スワップ取引を含めて表示しております。

(2) 通貨関連取引(平成19年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物				
	売建				
	買建				
	金利オプション				
店頭	売建				
	買建				
	通貨スワップ				
	為替予約				
	売建	48,357		14	14
	買建	6,522		46	46
	通貨オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
売建					
買建					
	合計			60	60

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定
為替予約取引・・・先物為替相場によっております。

(3) 株式関連取引(平成19年3月31日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引(平成19年3月31日現在)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引(平成19年3月31日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォ ルト・オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
店頭	売建	5,000	5,000	144	144
	買建				
	合計			144	144

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定
取引金融機関から提示された価格によっております。

3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

平成18年ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	当行従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 500株
付与日	平成18年5月1日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は の通りであります。
対象勤務期間	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件 (4)に記載の通りとなっているため、対象勤務期間は からの通りとなっております。 自 平成18年5月1日 至 平成20年4月30日 自 平成18年5月1日 至 平成21年4月30日 自 平成18年5月1日 至 平成22年4月30日 自 平成18年5月1日 至 平成23年4月30日
権利行使期間	自 平成20年5月1日 至 平成27年6月29日
権利行使価格	200,000円
付与日における公正な評価単価(注)	0円

平成18年ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	当行従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 30株
付与日	平成18年7月5日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は の通りであります。
対象勤務期間	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件 (4)に記載の通りとなっているため、対象勤務期間は からの通りとなっております。 自 平成18年7月5日 至 平成20年7月4日 自 平成18年7月5日 至 平成21年7月4日 自 平成18年7月5日 至 平成22年7月4日 自 平成18年7月5日 至 平成23年7月4日
権利行使期間	自 平成20年7月5日 至 平成28年3月6日
権利行使価格	200,000円
付与日における公正な評価単価(注)	0円

(注) 当行は未公開企業であり「公正な評価単価」を「単位当たりの本源的価値」と読み替えて記載しております。

「新株予約権割当契約書」の権利行使条件

- (1) 行使請求期間にかかわらず、新株予約権者は、当行の株券が日本国内の証券取引所に上場(以下「上場」といいます。)され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、新株予約権者は、上場の前に、当行が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当行を解散会社とする合併が行われる場合、又は当行が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、当行の取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できます。
- (2) 新株予約権の発行時において当行の取締役、監査役又は従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問であることを要します。ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当行の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問でない場合であっても、当行の取締役若しくは監査役を任期満了若しくは法令変更に伴い退任した場合、当行就業規則に規定する当行都合退職した場合、又は新株予約権を行使できることについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (3) 新株予約権の発行時において当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役又は従業員であった対象者は、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問であることを要します。ただし、対象者が、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役又は従業員でない場合であっても、新株予約権を行使できることについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (4) 新株予約権者は、以下の区分にしたがって、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができます(ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければなりません。)
新株予約権発行の日の2年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その4分の1までについて権利を行使することができます。
新株予約権発行の日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができます。
新株予約権発行の日の4年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その4分の3までについて権利を行使することができます。
新株予約権発行の日の5年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のすべてについて権利を行使することができます。
- (5) 新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部又は一部を行使することができます。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできません。
- (6) 新株予約権者は、新株予約権によって発行される株式の発行価額の合計額が年間(1月1日から12月31日まで)金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければなりません。
- (7) 新株予約権者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人中、新株予約権を継承する者が新株予約権を行使することができるものとします。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1. ストック・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

平成18年6月9日株主総会決議	
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員4名
株式の種類別のストック・オプションの数（注1）	普通株式 80株
付与日	平成19年4月27日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は（1）～（8）の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件（2）～（5）を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成21年4月27日 至 平成28年6月9日 （ただし権利行使条件（1）を満たした場合）
権利行使価格	180,000円
付与日における公正な評価単価（注）	0円

（注）1. 株式数に換算して記載している。

2. 当行は未公開企業であり「公正な評価単価」を「単位当たりの本源的価値」と読み替えて記載しております。

「新株予約権割当契約書」の権利行使条件

- (1) 行使請求期間にかかわらず、新株予約権者は、当行の株式が日本国内の証券取引所（本邦以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。）に上場（以下「上場」といいます。）され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、新株予約権者は、上場の前に、当行が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当行を解散会社とする合併が行われる場合、又は当行が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、当行の取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できます。
- (2) 新株予約権の発行時において当行の取締役、監査役又は従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において当行、当行の子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問であることを要します。
ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当行の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問でない場合であっても、当行の取締役若しくは監査役を任期満了若しくは法令変更に伴い退任した場合、当行就業規則に規定する当行都合退職した場合、又は新株予約権を行使できることについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (3) 新株予約権の発行時において当行の子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役又は従業員であった対象者は、新株予約権の行使時において当行、当行の子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問であることを要します。
ただし、対象者が、新株予約権の行使時において当行、当行の子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役又は従業員でない場合であっても、新株予約権を行使できることについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (4) 新株予約権の発行時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー、又は当行コンサルタントであることを要します。
ただし、対象者が、新株予約権の行使時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー又は当行コンサルタントでない場合であっても、新株予約権を行使することについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (5) 新株予約権者は、以下の区分にしたがって、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができます（ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければなりません。）
新株予約権発行の日の2年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その4分の1までについて権利を行使することができます。
新株予約権発行の日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができます。
新株予約権発行の日の4年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その4分の3までについて権利を行使することができます。
新株予約権発行の日の5年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のすべてについて権利を行使することができます。
- (6) 新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができます。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできません。
- (7) 新株予約権者は、新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額が年間（1月1日から12月31日まで）金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければなりません。
- (8) 新株予約権者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人中、新株予約権を継承する者が新株予約権を行使することができるものとします。
- (9) 「権利行使期間」は、上記「権利行使条件」を考慮した実質の権利行使期間を記載しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成12年9月26日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役3名、従業員20名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,660株
付与日	平成12年10月13日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は(1)~(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件(2)~(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成14年10月13日 至 平成22年9月26日 (ただし権利行使条件(1)を満たした場合)

	平成13年2月22日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役2名、従業員9名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,750株
付与日	平成13年3月13日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は(1)~(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件(2)~(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成15年3月13日 至 平成23年2月22日 (ただし権利行使条件(1)を満たした場合)

	平成13年6月18日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 4,300株
付与日	平成13年8月20日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は(2)~(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成13年8月20日 至 平成23年6月18日

	平成13年6月18日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員23名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,530株
付与日	平成13年8月20日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は(1)~(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件(2)~(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成15年8月20日 至 平成23年6月18日 (ただし権利行使条件(1)を満たした場合)

	平成13年9月10日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員9名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 230株
付与日	平成13年9月26日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は(1)~(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件(2)~(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成15年9月26日 至 平成23年9月10日 (ただし権利行使条件(1)を満たした場合)

	平成14年6月20日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役4名、従業員5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,400株
付与日	平成14年10月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は(2)~(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成14年10月31日 至 平成24年6月20日

	平成14年6月20日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員71名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 4,000株
付与日	平成14年9月30日、平成15年1月6日、平成15年3月31日及び平成15年6月18日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は(1)~(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件(2)~(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成16年9月30日 至 平成24年6月20日、 自平成17年1月6日 至 平成24年6月20日、 自平成17年3月31日 至 平成24年6月20日及び 自平成17年6月18日 至 平成24年6月20日 (ただし権利行使条件(1)を満たした場合)

	平成14年6月20日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役1名、アドバイザー・コミッティーメンバー6名、コンサルタント1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,600株
付与日	平成15年5月30日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は(2)~(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成15年5月30日 至 平成24年6月20日

	平成14年6月20日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役4名、従業員5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,000株
付与日	平成15年6月18日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は(2)~(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成15年6月18日 至 平成24年6月20日

	平成15年6月19日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役5名、従業員2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 8,000株
付与日	平成16年3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は(2)~(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成16年3月31日 至 平成25年6月19日

	平成 15 年 6 月 19 日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 94 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,940 株
付与日	平成 15 年 11 月 28 日、平成 16 年 2 月 29 日及び平成 16 年 6 月 18 日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件 (2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成 17 年 11 月 28 日 至 平成 25 年 6 月 19 日、 自 平成 18 年 2 月 29 日 至 平成 25 年 6 月 19 日及び 自 平成 18 年 6 月 18 日 至 平成 25 年 6 月 19 日 (ただし権利行使条件 (1)を満たした場合)

	平成 16 年 6 月 24 日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 150 株
付与日	平成 16 年 11 月 30 日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成 16 年 11 月 30 日 至 平成 26 年 6 月 24 日

	平成 16 年 6 月 24 日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	コンサルタント 3 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 330 株
付与日	平成 17 年 1 月 31 日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成 17 年 1 月 31 日 至 平成 26 年 6 月 24 日

	平成 16 年 6 月 24 日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 9 名、コンサルタント 2 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 7,420 株
付与日	平成 17 年 2 月 10 日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成 17 年 2 月 10 日 至 平成 26 年 6 月 24 日

	平成 16 年 6 月 24 日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	コンサルタント 1 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 100 株
付与日	平成 17 年 3 月 31 日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成 17 年 3 月 31 日 至 平成 26 年 6 月 24 日

	平成16年6月24日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員28名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 710株
付与日	平成16年10月20日、平成16年11月30日及び平成17年1月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成18年10月20日至平成26年6月24日、 自平成18年11月30日至平成26年6月24日及び 自平成19年1月31日至平成26年6月24日 (ただし権利行使条件(1)を満たした場合)

	平成16年6月24日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,050株
付与日	平成17年2月10日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成19年2月10日至平成26年6月24日 (ただし権利行使条件(1)を満たした場合)

	平成16年6月24日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員59名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,240株
付与日	平成17年3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成19年3月31日至平成26年6月24日 (ただし権利行使条件(1)を満たした場合)

	平成17年6月29日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役13名、従業員54名、コンサルタント3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 8,460株
付与日	平成17年8月15日及び平成17年11月15日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成19年8月15日至平成27年6月29日及び 自平成19年11月15日至平成27年6月29日 (ただし権利行使条件(1)を満たした場合)

	平成17年6月29日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,000株
付与日	平成17年11月15日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成17年11月15日至平成27年6月29日

	平成17年6月29日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員31名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,040株
付与日	平成18年3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は(1)~(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件(2)~(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成20年3月31日 至 平成27年6月29日 (ただし権利行使条件(1)を満たした場合)

	平成17年6月29日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 500株
付与日	平成18年5月1日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は(1)~(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件(2)~(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成20年5月1日 至 平成27年6月29日 (ただし権利行使条件(1)を満たした場合)

	平成18年3月6日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役1名、監査役2名、従業員1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 500株
付与日	平成18年3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は(2)~(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成18年4月1日 至 平成28年3月6日

	平成18年3月6日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	監査役2名、従業員13名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 500株
付与日	平成18年3月31日、平成18年7月5日及び平成19年3月5日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は(1)~(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件(2)~(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成20年3月31日 至 平成28年3月6日、 自平成20年7月5日 至 平成28年3月6日及び 自平成21年3月5日 至 平成28年3月6日 (ただし権利行使条件(1)を満たした場合)

	平成18年6月9日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役9名、監査役2名、従業員163名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 5,920株
付与日	平成19年3月5日及び平成19年3月30日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は(1)~(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件(2)~(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成21年3月5日 至 平成28年6月9日及び 自平成21年3月30日 至 平成28年6月9日 (ただし権利行使条件(1)を満たした場合)

	平成 18 年 6 月 9 日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 8 名、従業員 2 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,000 株
付与日	平成 19 年 3 月 30 日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成 19 年 3 月 31 日 至 平成 28 年 6 月 9 日

(注) 株式数に換算して記載している。

「新株予約権割当契約書」の権利行使条件

- (1) 行使請求期間にかかわらず、新株予約権者は、当行の株式が日本国内の証券取引所に上場(以下「上場」といいます。)され、上場の日後 1 ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、新株予約権者は、上場の前に、当行が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当行を解散会社とする合併が行われる場合、又は当行が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、当行の取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できません。
- (2) 新株予約権の発行時において当行の取締役、監査役又は従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問であることを要します。
ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当行の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問でない場合であっても、当行の取締役若しくは監査役を任期満了若しくは法令変更に伴い退任した場合、当行就業規則に規定する当行都合退職した場合、又は新株予約権を行使できることについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (3) 新株予約権の発行時において当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役又は従業員であった対象者は、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問であることを要します。
ただし、対象者が、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役又は従業員でない場合であっても、新株予約権を行使できることについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (4) 新株予約権の発行時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー又は当行コンサルタントであった対象者は、新株予約権の行使時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー、又は当行コンサルタントであることを要します。
ただし、対象者が、新株予約権の行使時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー又は当行コンサルタントでない場合であっても、新株予約権を行使することについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (5) 新株予約権者は、以下の区分にしたがって、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができます(ただし、かかる行使により発行される株式数は 1 株の整数倍でなければなりません。)
新株予約権発行の日の 2 年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その 4 分の 1 までについて権利を行使することができます。
新株予約権発行の日の 3 年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その 2 分の 1 までについて権利を行使することができます。
新株予約権発行の日の 4 年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その 4 分の 3 までについて権利を行使することができます。
新株予約権発行の日の 5 年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のすべてについて権利を行使することができます。
- (6) 新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部又は一部を行使することができます。ただし、1 個の新株予約権の一部につき行使することはできません。
- (7) 新株予約権者は、新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額が年間 1 月 1 日から 12 月 31 日まで)金 1,200 万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければなりません。
- (8) 新株予約権者が死亡した場合は、その死亡の日から 2 年以内に限り、相続人中、新株予約権を継承する者が新株予約権を行使することができるものとします。
- (9) 「権利行使期間」は、上記「権利行使条件」を考慮した実質の権利行使期間を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況
ストック・オプションの数

	平成12年9月26日 株主総会決議	平成13年2月22日 株主総会決議	平成13年6月18日 株主総会決議	平成13年6月18日 株主総会決議	平成13年9月10日 株主総会決議	平成14年6月20日 株主総会決議
権利確定前(株)						
前連結会計年度末	2,410	1,280		830	10	
付与						
失効						
権利確定						
未確定残	2,410	1,280		830	10	
権利確定後(株)						
前連結会計年度末			3,875			3,280
権利確定						
権利行使						250
失効						
未行使残			3,875			3,030

	平成14年6月20日 株主総会決議	平成14年6月20日 株主総会決議	平成14年6月20日 株主総会決議	平成15年6月19日 株主総会決議	平成15年6月19日 株主総会決議	平成16年6月24日 株主総会決議
権利確定前(株)						
前連結会計年度末	1,610				3,310	
付与						
失効	40				300	
権利確定						
未確定残	1,570				3,010	
権利確定後(株)						
前連結会計年度末		2,600	2,000	7,770		150
権利確定						
権利行使				50		
失効						
未行使残		2,600	2,000	7,720		150

	平成16年6月24日 株主総会決議	平成16年6月24日 株主総会決議	平成16年6月24日 株主総会決議	平成16年6月24日 株主総会決議	平成16年6月24日 株主総会決議	平成16年6月24日 株主総会決議
権利確定前(株)						
前連結会計年度末				650	2,000	1,100
付与						
失効				20	400	20
権利確定						
未確定残				630	1,600	1,080
権利確定後(株)						
前連結会計年度末	330	7,420	100			
権利確定						
権利行使						
失効						
未行使残	330	7,420	100			

	平成17年6月29日 株主総会決議	平成17年6月29日 株主総会決議	平成17年6月29日 株主総会決議	平成17年6月29日 株主総会決議	平成18年3月6日 株主総会決議	平成18年3月6日 株主総会決議
権利確定前(株)						
前連結会計年度末	8,380		1,040			290
付与				500		210
失効	380		360			
権利確定						
未確定残	8,000		680	500		500
権利確定後(株)						
前連結会計年度末		2,000			450	
権利確定						
権利行使						
失効						
未行使残		2,000			450	

	平成18年6月9日 株主総会決議	平成18年6月9日 株主総会決議
権利確定前(株)		
前連結会計年度末		
付与	5,920	2,000
失効		
権利確定		2,000
未確定残	5,920	
権利確定後(株)		
前連結会計年度末		
権利確定		2,000
権利行使		
失効		
未行使残		2,000

単価情報

	平成12年9月26日 株主総会決議	平成13年2月22日 株主総会決議	平成13年6月18日 株主総会決議	平成13年6月18日 株主総会決議	平成13年9月10日 株主総会決議	平成14年6月20日 株主総会決議
権利行使価格(円)	60,000	65,000	71,500	65,000	65,000	82,500
行使時平均株価(円)						

	平成14年6月20日 株主総会決議	平成14年6月20日 株主総会決議	平成14年6月20日 株主総会決議	平成15年6月19日 株主総会決議	平成15年6月19日 株主総会決議	平成16年6月24日 株主総会決議
権利行使価格(円)	75,000	82,500	82,500	75,000	75,000	88,000
行使時平均株価(円)						

	平成16年6月24日 株主総会決議	平成16年6月24日 株主総会決議	平成16年6月24日 株主総会決議	平成16年6月24日 株主総会決議	平成16年6月24日 株主総会決議	平成16年6月24日 株主総会決議
権利行使価格(円)	88,000	100,000	140,000	88,000	100,000	140,000
行使時平均株価(円)						

	平成17年6月29日 株主総会決議	平成17年6月29日 株主総会決議	平成17年6月29日 株主総会決議	平成18年3月6日 株主総会決議	平成18年3月6日 株主総会決議
権利行使価格(円)	150,000	150,000	200,000	200,000	200,000
行使時平均株価(円)					

	平成17年6月29日 株主総会決議	平成18年3月6日 株主総会決議	平成18年6月9日 株主総会決議	平成18年6月9日 株主総会決議
権利行使価格(円)	200,000	200,000	200,000	200,000
行使時平均株価(円)				
付与日における公正な評価単価(円)				

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションの単価は、未公開企業であるため単位当たりの本源的価値を見積もる方法により算定しております。

なお、本源的価値を算出するための基礎となった、算定時点における自社の株式の評価額は、割引キャッシュ・フロー法によっております。

4. ストック・オプションの単位当たり本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	百万円
当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	百万円

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(注) 上記3.4については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)に基づき会社法施行日以後に付与されたストック・オプションについて記載の対象としております。

(セグメント情報)

1. 事業の種類別セグメント情報

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

連結会社は銀行業以外に一部でソフトウェア受託開発業の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

連結会社は銀行業以外に一部で証券業及びソフトウェア受託開発業の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

連結会社は銀行業以外に一部で証券業及びソフトウェア受託開発業の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

2. 所在地別セグメント情報

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

3. 海外経常収益

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	50,468.90	52,077.47	50,149.53
1株当たり中間(当期)純利益 (は1株当たり中間(当期)純損失)	円	1,051.10	8,020.44	667.18
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	円			

(注) 1株当たりの純資産額、1株当たり中間(当期)純損失及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は次のとおりです。

(1) 1株当たり純資産額

	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	30,353	34,805	30,148
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	325	284	293
(うち新株予約権)			
(うち少数株主持分)	325	284	293
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (百万円)	30,028	34,520	29,854
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数(千株)	594	662	595

(2) 1株当たり中間(当期)純損失及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純損失

		前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益(は中間(当期)純 損失)	百万円	625	5,242	403
普通株主に帰属しない金額	百万円			
普通株式に係る中間(当期)純利益(は 中間(当期)純損失)	百万円	625	5,242	403
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	594	653	595

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、中間(当期)純損失が計上されているため記載していません。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>1. 当行は平成19年4月9日及び平成19年4月19日に開催した取締役会決議に基づき、下記のとおり第三者割当による新株式の発行を行っております。</p> <p>(1)発行新株式数 普通株式 67,500株</p> <p>(2)発行価額 1株につき180,000円</p> <p>(3)発行価額の総額 12,150,000,000円</p> <p>(4)資本組入額 1株につき90,000円</p> <p>(5)資本組入額の総額 6,075,000,000円</p> <p>(6)申込期日 平成19年4月25日</p> <p>(7)払込期日 平成19年4月26日</p> <p>(8)配当起算日 平成19年4月26日</p> <p>(9)割当先 金融サービス育成投資事業組合</p> <p>(10)保有に関する事項 継続保有の確約を得ております。</p> <p>(11)資金の使途 口座数の増加に伴う運用資産の増加に対応した十分な自己資本の拡充を目的とした運転資金</p> <p>2. 当行は、平成19年5月29日開催の取締役会に基づく、資本準備金減少に関する議案について、平成19年6月26日開催の定時株主総会において、下記のとおり承認決議されました。</p> <p>(1)資本準備金減少の目的 今後の資本政策に備えるため。</p> <p>(2)資本準備金の取崩額 資本準備金を6,075,000,000円減少して、0円となりました。</p> <p>(3)資本準備金減少の日程 取締役会決議日 平成19年5月29日 定時株主総会決議日 平成19年6月26日 効力発生日 平成19年8月10日</p> <p>3. 平成19年6月26日開催の第8期定時株主総会において、会社法第156条第1項の規定に基づく、自己株式の取得を下記とおり決議されました。</p> <p>(1)自己株式取得の目的 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため。</p> <p>(2)取得する株式の種類及び数 普通株式 上限30,000株</p> <p>(3)株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容及びその総額 5,400,000,000円を上限として金銭を交付する。</p> <p>(4)株式を取得することができる期間 第8期定時株主総会の終結から1年間</p>

5. 中間個別財務諸表

(1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		120,818	28.85	41,091	5.88	80,180	15.33
コールローン		40,000	9.55				
買入金銭債権		32,790	7.83	33,861	4.85	28,294	5.41
金銭の信託	2	69,583	16.62	56,962	8.15	83,496	15.97
有価証券	1、2	136,967	32.70	548,587	78.51	313,680	59.98
外国為替				1,728	0.25	1,671	0.32
その他資産	2	13,278	3.17	8,244	1.18	8,564	1.64
有形固定資産	3	671	0.16	1,051	0.15	742	0.14
無形固定資産		5,205	1.24	7,405	1.06	6,573	1.26
貸倒引当金		514	0.12	226	0.03	255	0.05
資産の部合計		418,799	100.00	698,706	100.00	522,948	100.00
(負債の部)							
預金		381,332	91.05	652,201	93.34	483,130	92.39
その他負債		7,290	1.74	11,845	1.70	9,736	1.86
賞与引当金		103	0.03	114	0.02	108	0.02
ポイント引当金				32	0.00		
負債の部合計		388,726	92.82	664,193	95.06	492,976	94.27
(純資産の部)							
資本金		32,310	7.71	38,414	5.50	32,335	6.18
資本剰余金				5,437	0.78		
その他資本剰余金				5,437			
利益剰余金		936	0.22	5,367	0.77	637	0.12
その他利益剰余金		936		5,367		637	
繰越利益剰余金		936		5,367		637	
株主資本合計		31,374	7.49	38,483	5.51	31,697	6.06
その他有価証券評価差額金		1,229	0.29	3,954	0.57	1,724	0.33
繰延ヘッジ損益		71	0.02	16	0.00		
評価・換算差額等合計		1,301	0.31	3,970	0.57	1,724	0.33
純資産の部合計		30,072	7.18	34,512	4.94	29,972	5.73
負債及び純資産の部合計		418,799	100.00	698,706	100.00	522,948	100.00

(2) 中間損益計算書

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		6,438	100.00	9,309	100.00	13,590	100.00
資金運用収益		1,872		3,242		3,963	
(うち有価証券利息配当金)		(1,470)		(2,657)		(2,961)	
役務取引等収益		2,561		3,550		6,236	
その他業務収益		711		124		1,715	
その他経常収益	2	1,292		2,392		1,675	
経常費用		7,111	110.46	14,605	156.89	13,958	102.71
資金調達費用		865		1,901		2,092	
(うち預金利息)		(865)		(1,901)		(2,092)	
役務取引等費用		704		1,457		1,748	
その他業務費用		90		3,007		237	
営業経費	1	3,977		7,125		9,009	
その他経常費用	3	1,472		1,113		870	
経常利益(は経常損失)		673	10.46	5,296	56.89	368	2.71
特別利益	4	137	2.13	29	0.31	290	2.14
特別損失	5			97	1.05	156	1.15
税引前中間(当期)純利益 (は税引前中間(当期)純損失)		535	8.33	5,364	57.63	234	1.72
法人税、住民税及び事業税		0	0.00	3	0.03	2	0.02
中間(当期)純利益 (は中間(当期)純損失)		535	8.33	5,367	57.66	236	1.74

(3) 中間株主資本等変動計算書

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本						評価・換算差額等			純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価 証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益		評価・ 換算 差額等 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計					
平成18年3月31日残高 (百万円)	32,310	11,232		11,232	11,632	11,632	31,910	1,591		1,591	30,318
中間会計期間中の変動額											
中間純損失()					535	535	535				535
資本準備金減少及び その他資本剰余金増加(注)		11,232	11,232								
資本剰余金の欠損金填補 (注)			11,232	11,232	11,232	11,232					
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)								361	71	289	289
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)		11,232		11,232	10,696	10,696	535	361	71	289	246
平成18年9月30日残高 (百万円)	32,310				936	936	31,374	1,229	71	1,301	30,072

(注) 平成18年6月の定時株主総会における損失処理項目であります。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本						評価・換算差額等			純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価 証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益		評価・ 換算 差額等 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計					
平成19年3月31日残高 (百万円)	32,335				637	637	31,697	1,724		1,724	29,972
中間会計期間中の変動額											
第三者割当増資による 増加高	6,075	6,075		6,075			12,150				12,150
ストック・オプションの 行使による増加高	3						3				3
中間純損失()					5,367	5,367	5,367				5,367
資本準備金減少及び その他資本剰余金増加(注)		6,075	6,075								
資本剰余金の欠損金填補 (注)			637	637	637	637					
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)								2,229	16	2,245	2,245
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	6,078		5,437	5,437	4,730	4,730	6,785	2,229	16	2,245	4,539
平成19年9月30日残高 (百万円)	38,414		5,437	5,437	5,367	5,367	38,483	3,954	16	3,970	34,512

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本						評価・換算差額等			純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価 証券 評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
平成18年3月31日残高 (百万円)	32,310	11,232		11,232	11,632	11,632	31,910	1,591	1,591	30,318
事業年度中の変動額										
ストック・オプションの 行使による増加高	24						24			24
当期純利益(は当期純損 失)					236	236	236			236
資本準備金減少及び その他資本剰余金増加(注)		11,232	11,232							
資本剰余金の欠損金填補 (注)			11,232	11,232	11,232	11,232				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								133	133	133
事業年度中の変動額合計 (百万円)	24	11,232		11,232	10,995	10,995	212	133	133	345
平成19年3月31日残高 (百万円)	32,335				637	637	31,697	1,724	1,724	29,972

(注) 平成18年6月の定時株主総会における損失処理項目であります。

(4) 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。 なお、当中間会計期間は残高はありません。</p>	<p>1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同 左</p>	<p>1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。 なお、当事業年度は残高はありません。</p>
<p>2. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>2. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 同 左 (2) 同 左</p>	<p>2. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 同 左</p>
<p>3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左</p>	<p>3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左</p>
<p>4. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：50年 動産：3年～20年 (2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>4. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：3年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常損失及び税引前中間純損失は、従来の方法によった場合に比べ14百万円増加しております。 (2) 無形固定資産 同 左</p>	<p>4. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：3年～20年 (2) 無形固定資産 同 左</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>5. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己に 係る内部統制の検証並びに監査に 査定に係る内部統制の検証並びに 貸倒償却及び貸倒引当金の監査に 関する実務指針」(日本公認会計士 協会銀行等監査特別委員会報告第 4号)に規定する正常先債権及び 注意先債権に相当する債権につい ては、一定の種類毎に分類し、合理 的に算出した予想損失率等に基づ き引き当てております。破綻懸念 債権に相当する債権については、債 権額から担保の処分可能見込額及 び保証による回収可能見込額を控 除し、その残額のうち必要と認め る額を引き当てております。破綻先 債権及び実質破綻先債権に相当 する債権については、債権額から、担保 の処分可能見込額及び保証による 回収可能見込額を控除した残額を 引き当てております。 すべての債権は、資産の自己査定 基準に基づき、営業関連部署が資産 査定を実施し、当該部署から独立し た資産監査部署が査定結果を監査 しており、その査定結果に基づいて 上記の引当を行っております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の 支払いに備えるため、従業員に対す る賞与の支給見込額のうち、当中間 会計期間に帰属する額を計上して おります。</p>	<p>5. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同 左</p> <p>(2) 賞与引当金 同 左</p> <p>(3) ポイント引当金 ポイントサービスの将来の利用 による負担に備えるため、未利用 の付与済ポイントを金額に換算し た残高のうち、将来利用される見 込額を合理的に見積もり、必要と 認める額を計上しております。</p>	<p>5. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同 左</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の 支払いに備えるため、従業員に対す る賞与の支給見込額のうち、当事業 年度に帰属する額を計上してあり ます。</p>
<p>6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨 への換算基準 外貨建資産・負債は、中間決算日 の為替相場による円換算額を付し ております。</p>	<p>6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨 への換算基準 同 左</p>	<p>6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨 への換算基準 外貨建資産・負債は、決算日の為 替相場による円換算額を付してあ ります。</p>
<p>7. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のフ ァイナンス・リース取引について は、通常の賃貸借取引に準じた会計 処理によっております。</p>	<p>7. リース取引の処理方法 同 左</p>	<p>7. リース取引の処理方法 同 左</p>
<p>8. ヘッジ会計の方法 為替変動リスク・ヘッジ ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によってあり ます。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ・ヘッジ手段 ...為替予約 ・ヘッジ対象 ...外貨建有価証券 ヘッジ方針 外貨建取引の為替相場の変動 リスクを回避する目的で為替予 約取引を行っております。 ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定 時点までの期間においてヘッジ 対象とヘッジ手段の相場変動の 累計を比較し、両者の変動額等を 基礎にして判断しております。</p>	<p>8. ヘッジ会計の方法 為替変動リスク・ヘッジ ヘッジ会計の方法 同 左 ヘッジ手段とヘッジ対象 同 左 ヘッジ方針 同 左 ヘッジ有効性評価の方法 同 左</p>	<p>8. ヘッジ会計の方法 為替変動リスク・ヘッジ ヘッジ会計の方法 同 左 ヘッジ手段とヘッジ対象 同 左 ヘッジ方針 同 左 ヘッジ有効性評価の方法 同 左</p>
<p>9. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税(以下「消 費税等」といいます。)の会計処理 は、税抜方式によっております。た だし、固定資産にかかる控除対象外 消費税等は当中間会計期間の費用 に計上しております。</p>	<p>9. 消費税等の会計処理 同 左</p>	<p>9. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税(以下「消 費税等」といいます。)の会計処理 は、税抜方式によっております。た だし、固定資産にかかる控除対象外 消費税等は当事業年度の費用に計 上しております。</p>

(5) 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)」を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は30,144百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準) 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)」が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準) 「ストック・オプション等に関する会計基準(企業会計基準第8号平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第11号平成17年12月27日)」が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社の株式について適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(有限責任事業組合等に関する実務対応報告) 「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い(実務対応報告第21号平成18年9月8日)」が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることとなったことに伴い、当中間会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)」等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び当中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)」を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は29,972百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準) 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)」が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準および適用指針を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準) 「ストック・オプション等に関する会計基準(企業会計基準第8号平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第11号平成17年12月27日)」が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社の株式について適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(有限責任事業組合等に関する実務対応報告) 「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い(実務対応報告第21号平成18年9月8日)」が公表日以後終了する事業年度から適用されることとなったことに伴い、当事業年度から同実務対応報告を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響はありません。</p>

(6) 中間個別財務諸表に関する注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
1. 関係会社の株式総額 465百万円 2. 為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保として、有価証券38,294百万円及び金銭の信託中の有価証券1,497百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は169百万円であります。 3. 有形固定資産の減価償却累計額 359百万円	1. 関係会社の株式総額 260百万円 2. 為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保として、有価証券35,494百万円及び金銭の信託中の有価証券848百万円、信用状発行の担保として、預け金2,000百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は258百万円であります。 3. 有形固定資産の減価償却累計額 716百万円	1. 関係会社の株式総額 465百万円 2. 為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保として、有価証券56,896百万円、信用状発行の担保として、預け金2,000百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は169百万円であります。 3. 有形固定資産の減価償却累計額 520百万円

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 135百万円 その他 691百万円 2. その他経常収益は株式等売却益1,131百万円を含んでおります。 3. その他経常費用には、金銭の信託運用損1,363百万円を含んでおります。 4. その他特別利益は、関係会社株式売却益137百万円であります。 5.	1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 197百万円 その他 831百万円 2. その他経常収益は株式等売却益47百万円、金銭の信託運用益2,337百万円を含んでおります。 3. その他経常費用には、株式等売却損54百万円、株式等償却1,020百万円、金銭の信託運用損37百万円を含んでおります。 4. 特別利益は、貸倒引当金戻入益29百万円であります。 5. 特別損失は、固定資産処分損97百万円であります。	1. 2. 3. 4. 5.

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。

当中間会計期間(自平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。

前事業年度(自平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
前中間会計期間末(平成18年9月30日現在)
該当事項はありません。

当中間会計期間末(平成19年9月30日現在)
該当事項はありません。

前事業年度末(平成19年3月31日現在)
該当事項はありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>1. 当行は平成19年4月9日及び平成19年4月19日に開催した取締役会決議に基づき、下記のとおり第三者割当による新株式の発行を行っております。</p> <p>(1)発行新株式 普通株式 67,500株 数</p> <p>(2)発行価額 1株につき180,000円</p> <p>(3)発行価額の 12,150,000,000円 総額</p> <p>(4)資本組入額 1株につき90,000円</p> <p>(5)資本組入額 6,075,000,000円 の総額</p> <p>(6)申込期日 平成19年4月25日</p> <p>(7)払込期日 平成19年4月26日</p> <p>(8)配当起算日 平成19年4月26日</p> <p>(9)割当先 金融サービス育成投資事業組合</p> <p>(10)保有に関する継続保有の確約を得ております。</p> <p>(11)資金の使途 口座数の増加に伴う運用資産の増加に対応した十分な自己資本の拡充を目的とした運転資金</p> <p>2. 当行は、平成19年5月29日開催の取締役会に基づく、資本準備金減少に関する議案について、平成19年6月26日開催の定時株主総会において、下記のとおり承認決議されました。</p> <p>(1)資本準備金減少の目的 今後の資本政策に備えるため。</p> <p>(2)資本準備金の取崩額 資本準備金を6,075,000,000円減少して、0円となりました。</p> <p>(3)資本準備金減少の日程 取締役会決議日 平成19年5月29日 定時株主総会決議日 平成19年6月26日 効力発生日 平成19年8月10日</p> <p>3. 平成19年6月26日開催の第8期定時株主総会において、会社法第156条第1項の規定に基づく、自己株式の取得を下記とおり決議されました。</p> <p>(1)自己株式取得の目的 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため。</p> <p>(2)取得する株式の種類及び数 普通株式 上限30,000株</p> <p>(3)株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容及びその総額 5,400,000,000円を上限として金銭を交付する。</p> <p>(4)株式を取得することができる期間 第8期定時株主総会の終結から1年間</p>

6. その他

該当事項はありません。

7. その他の財務情報等

(1) 「金融再生法ベースのカテゴリによる開示」

(単位：百万円)

	平成 18 年度中間期末	平成 19 年度中間期末	平成 18 年度末
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
危険債権	-	-	-
要管理債権	-	-	-
正常債権	-	-	-
合計	-	-	-

(注) 上記は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づくものであります。

(2) 時価のある有価証券の評価差額(単体)

評価差額

(単位：百万円)

	平成 18 年度中間期末		平成 19 年度中間期末		平成 18 年度末			
	時価	評価差額	時価	評価差額	時価	評価差額		
						うち益	うち損	
その他有価証券	103,298	1,200	537,180	4,342	276,445	1,595	216	1,812
株式	546	249	229	55	436	126		126
債券	87,582	935	470,569	1,204	253,112	1,323	42	1,365
その他	15,169	15	66,381	3,083	22,896	145	174	320

(注) 1. 各中間期末の「評価差額」及び「含み損益」は、それぞれ各中間期末時点の帳簿価額(償却原価法適用後、減損処理前)と時価との差額を計上しております。

2. なお、満期保有目的の債券、子会社・関連会社株式に係る含み損益は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	平成 18 年度中間期末		平成 19 年度中間期末		平成 18 年度末			
	帳簿価格	含み損益	帳簿価格	含み損益	帳簿価格	含み損益		
						うち益	うち損	
満期保有目的の債券	-	-	-	-				
子会社・関連会社株式	465	-	260	-	465			

(3) デリバティブ取引

金利関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	平成 18 年度中間期末			平成 19 年度中間期末			平成 18 年度末		
		契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物 金利オプション									
店頭	金利先渡契約 金利スワップ 金利スワップション 金利オプション その他	86,481	571	11	119,992	2	2	107,274	118	3
	合計			11			2			3

通貨関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	平成 18 年度中間期末			平成 19 年度中間期末			平成 18 年度末		
		契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物 通貨オプション									
店頭	通貨スワップ 為替予約 通貨オプション その他	38,223	280	280	39,187	1	1	54,880	60	60
	合計			280			1			60

株式関連取引

該当事項はありません。

債権関連取引

該当事項はありません。

商品関連取引
該当事項はありません。

クレジットデリバティブ取引

(単位：百万円)

区分	種類	平成18年度中間期末			平成19年度中間期末			平成18年度末		
		契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
店頭	クレジット・デフォルト・オプション その他	5,000	30	30	5,000	383	383	5,000	144	144
	合計			30			383			144

(4) 利鞘の状況

(単位：%)

	平成18年度中間期	平成19年度中間期	平成18年度
資金運用利回り	1.59	1.26	1.42
資金調達原価	3.29	3.58	3.40
総資金利鞘	1.70	2.32	1.98
総資金利鞘(含む金銭の信託)	2.97	1.71	2.45
資金利鞘	1.11	0.59	0.89

(5) 預金の状況

(単位：百万円)

	平成18年度中間期末	平成19年度中間期末	平成18年度末
普通預金	118,737	193,148	152,433
定期預金	262,149	444,678	327,193
その他の預金	445	14,374	3,503
合計	381,332	652,201	483,130

(6) 定期預金の残存期間別残高

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	3年超	合計
平成18年度中間期末	91,542	20,320	57,620	92,666	262,149
平成19年度中間期末	242,656	70,666	30,418	100,938	444,678
平成18年度末	148,551	50,662	30,585	97,393	327,193

(7) 営業経費の状況

(単位：百万円)

	平成18年度中間期	平成19年度中間期	平成18年度
人件費	759	977	1,621
物件費	3,054	5,834	7,062
内減価償却費	827	1,028	1,743
税金	163	313	325
合計	3,977	7,125	9,009

(8) 役員・従業員の状況

	平成18年度中間期末	平成19年度中間期末	平成18年度末
役員	16名	16名	15名
取締役	13名	13名	12名
監査役	3名	3名	3名
従業員	162名	198名	175名
合計	178名	214名	190名

(注) 従業員数は、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

3. その他

(1) 当行の概要 (平成 19 年 9 月 30 日現在)

名称	イーバンク銀行株式会社
本社所在地	東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 7 号 大和生命ビル
設立年月日	平成 12 年 1 月 14 日
開業年月日	平成 13 年 7 月 23 日
資本金	38,414 百万円
法人主要株主	金融サービス育成投資事業組合 (組合員: 日本政策投資銀行、DBJ 事業投資株式会社)、NTT ファイナンス株式会社、マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社、住友商事株式会社、株式会社インデックス・ホールディングス、大和生命保険株式会社、九州電力株式会社、三井住友海上火災保険株式会社 他

(2) 役員 (平成 19 年 9 月 30 日現在)

取締役会長	丹治 誠
代表取締役社長	松尾 泰一
代表取締役副社長	星崎 治男
取締役	大塚 年比古
取締役	佐伯 和彦
取締役	郷原 淳良
取締役	佐藤 昌弘
取締役	沼倉 進
取締役	野々宮 恵司
取締役	安田 昌史
取締役	高橋 一浩
取締役	豊島 俊弘
取締役	佐々木 雅一
監査役	富金原 俊二
監査役	池田 克朗
監査役	村上 春雄